

■ 巻頭言 ■ コロナウイルスウオーズとプライバシー — コロナ封じに乗じた国家主義的データ監視の拡大と市民の人権 —

人類は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に覆われた世界で危機に瀕している。パンデミック (世界的大流行/感染爆発) にストップをかけるために、緊急事態宣言を出し、都市封鎖 (ロックダウン) をしている国や都市も多い。都市をしっかりと封鎖するため、あるいはコロナ感染者と安全な市民とを色分けするため、市民のスマートフォン/スマホに、コロナ感染者との濃厚接触を通知する接触追跡アプリ (APP) のダウンロードを義務づけ、GPS (位置確認) も使っている国も多い。

わが国も、近距離無線通信技術/ブルートゥース (Bluetooth) を応用した接触追跡アプリ (APP) の導入にも乗り出した。だが、私たち市民は、こうした動きを手放しで歓迎してはならない。「緊急時」をキーワードに、コロナ封じに接触追跡アプリ (APP) や GPS を使うとしても、人権面から常時厳しい点検が必要だ。コロナ収束後の巻戻しの確証もない。

「緊急時」、「戦時」というキーワードの独り歩きは許されない。プライバシーや匿名で移動/行動できる権利は憲法で保障された権利だからだ。政府は、一時的に外出自粛 (禁止) を求めても、パンデミック収束後には、市民が匿名で移動/行動できる権利を速やかに回復させなければならない。収束したら直ちに、API システムやアプリ (APP) の利用はストップしないとイケない。

◆ 主な記事 ◆

- ・巻頭言～コロナウイルスウオーズとプライバシー
- ・接触追跡スマホアプリとは何か
- ・紙の個人番号通知カードの廃止
- ・アメリカで相次ぐコロナ関連集団訴訟の現状

特別定額給付金 (10 万円) のオンライン申請のドタバタには驚いた。ネット/オンライン政府実現の切り札と PR したマイナンバー IC カードはあまりにお粗末。国の役人のフェイク、化けの皮が剥がれた。それでも懲りずに、マイナンバー IC カードは、携行を義務づければ、リアルでの都市封鎖に「国内パスポート」、「通行手形」に使えるとあおっている。

この国の役人や IT 企業は狡猾である。コロナ封じをしながら都市封鎖の解除、経済再生には、国民の常時行動監視が必須と訴える。それが、新しい生活様式/新常态 (new normal) であるかのように PR する、接触追跡アプリ (APP)、マイナンバー IC カード、GPS、監視カメラなどの監視ツールのオンパレードで、大量に収集した個人データを使い、市民を信用格付け/生涯ポイントスコア管理につなげたいのだろう。お隣の中国が適例だ。ほかにも、スマートシティ構想のような、政官と IT 企業がつるんだ市民のプライバシーを常時食い物にする計画が目白押しである。

政官と IT 企業が連携したデータ監視社会づくりにストップをかけないとイケない。そのためには、私たち市民による「国家主義的データ監視大好き軍団」の「常時監視」が要る。加えて、「IT 利権」の動きを監視する人権団体や独立したメディアが要る。市民や人権団体、独立したメディアは、もっともっと IT 理論武装を強化し、自由な社会を護る監視役としての重責を果たさないとイケない。

石村耕治 PIJ 代表に聞く

コロナ封じの接触追跡スマホアプリとは何か

— 外出自粛解除策でプライバシーは大丈夫?? —

COCOA で CORONA 退治はできるのか?

解説 石村耕治 (PIJ代表)

聞き手 中村克己 (CNN ニュース編集局長)

自分のスマートフォン (スマホ) に、「あなたは、2日前、感染者のそばにいました」と通知されるとしたら、どうだろうか。それは「便利だ」。いや、「余計なお世話だ」。いろいろな反応が予想される。

世界中が、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策に懸命である。コロナ封じで「コンタクト・トレーシング / 接触追跡」と呼ばれるシステムの導入、開発が進められている。アメリカ大手のIT企業のアップル (A=Apple) とグーグル (G=Google) 両社 (以下「A & G」または「A&G 両社」という。) は、2020年4月11日に、濃厚接触したかどうか判定する仕組みを共同開発する計画をアナウンスした。一般にこの共同開発計画は、「AGF (Apple-Google Exposure Notification Framework / アップル・グーグル濃厚接触可能性検出通知制度)」と呼ばれる。続く5月20日に、世界各国政府の公衆衛生当局に、スマホ保有者 (ユーザー) に濃厚接触した可能性を通知できる API 機能 (濃厚接触可能性検出通知 API / exposure notification API¹) の提供

をはじめた。プライバシーへの懸念を払拭するため、GPS を使わず、電話番号登録なども不要な基本設計とした。ただ、実際の運用には、この API 機能を採用する国の公衆衛生当局 (日本の場合は厚生労働省) が、スマホユーザーに提供する接触追跡アプリ (APP) を開発・公表する必要がある。そのうえで、ユーザーが任意で自分のスマホにその接触追跡アプリ (APP) をダウンロード、インストール (格納) する必要がある。A & G 両社は、「プライバシーに対する負荷が一番少ない方式」だ。民間IT企業が主体となって各国の政官に参加を促す「市民が主役」の仕組みだ、と胸を張る。だが、このアプリを入れたスマホ同士でないと接触データをストックできない。また、人口の6割以上の参加がなければ期待する効果は得られない。限界も見え隠れする。コロナ対応の接触追跡スマホアプリ (APP) とは何かについて、石村耕治 PIJ 代表に CNN ニュース編集局が聞いた。

(CNN ニュース編集局)

■外出自粛解除後のコロナ対策としてのスマホの活用

(編集局) 外出自粛が解除された後に、接触感染の可能性を探知するためのスマホ対応の接触追跡アプリを使った感染対策が必要だといわれていますが?
(石村) コロナウイルスパンデミック (感染爆発) 封じの緊急事態宣言 (Emergency

Proclamation)、そして外出自粛要請 (Stay at home order) あるいは都市封鎖 (Lock down closure) が行われました。結果、憲法で保障された市民の「移動の自由」が制限されました。たしかに都市封鎖という劇薬は、大きな感染抑止効果をもたらします。しかし、劇薬を使い続けると、経済をだめにします。適時に、再度、市民の「移動の自由」を回復する必要があります。しかし、

¹ API (PPCT プロトコル) とは Application Programming Interface の略で、デジタル・プラットフォーム側の汎用性の高い機能を外部から手軽に利用できるように提供する仕組みのこと。

市場経済を元の軌道に戻す出口戦略、つまり都市封鎖解除 (economic reopening) と再流行防止策とのバランス確保では、難しい判断が迫られます。新型コロナウイルスの封じ込めは道半ばです。第2波、第3波と、再拡大のおそれは消えていません。コロナ禍の完全終息は至難、「3密」から「遠隔」に変容した社会はもう完全に元には戻らないとの見方も強いわけです。

外出自粛 (禁止) 解除後に、コロナウイルスに覆われた世界でウイルスと共存することを前提に「移動の自由」を回復するために取れる主な対策プランは、次の3つです。

①新しい生活様式でくらすこと

コロナウイルスと共存する「新常态／ニューノーマル (new normal)」あるいは「新しい生活様式」でくらす。外出時にはフェースマスクをする、常時体温をチェックする、手洗いを徹底する。人と会う時には2m以上のソーシャル・ディスタンス (社会的距離) を保つように努めることなど。

②検査の徹底

PCR やコロナ抗体の検査を徹底し、コロナ感染者と感染していない人を振り分けるプラン

③スマホへの接触追跡アプリの装備

自分のスマホに接触追跡アプリをダウンロード、インストール (格納) して、コロナ感染者と濃厚接触した可能性の通知を受けられる仕組みを導入するプラン。

コロナウイルスパンデミック封じでは、再発のおそれがあることから、慎重を期す必要があります。しかし、いつまでも「外出禁止／外出自粛」という劇薬に頼るわけにはいきません。二度と立ち直れないほど経済をダメにしてしまうおそれがあるからです。出口戦略が必要です。でないと、再びインパル作戦、を繰り返すことになりかねません。

出口戦略は、ウイルスとの共存を前提に、前記①と②のプランを実施するのが世界の常識になってきています。加えて、③自分のスマホに接触追跡アプリをダウンロード、インストールして感染対策・自衛をするプランが世界中に広まっています。

濃厚接触可能性検出通知機能とは

(編集局) 濃厚接触可能性検出通知 API 機能と、各スマホ保有者が自分のスマホにインストール (格納) する追跡アプリとの関係について教えて

ください。

(石村) 濃厚接触可能性検出通知 API (exposure notification API) とは、アップルとグーグルと (A&G) 両社が、直接、個々のスマホユーザー (保有者) に提供する機能ではありません。各国の公衆衛生当局 (日本の場合は厚生労働省) に提供する機能です。つまり、「この API 機能を使いたい」と手をあげた国の公衆衛生当局が、この API 機能を使って、自国の国民に提供するスマホ向けの接触追跡アプリを開発・公開することになります。いわば、「民」主導で「官」が参加する方式です。(編集局) ということは、それぞれの国が独自にいろいろな利用条件とかを設定できるのですね。

(石村) できます。例えば、接触の際、どの程度の距離や時間を「濃厚接触」と判断するかなどは、各国の当局が決めることになります。

接触追跡アプリの種類

(編集局) 世界にはさまざまな接触追跡アプリがあると思います。どのような種類があるのですか？

(石村) 接触追跡アプリは、大きく、次のように分けることができます。

① GPS / 位置情報も使う方式

スマホの位置情報を通じた接触追跡も行う方式

- ①政府にデータを収集する方式 中国、韓国など
- ②政府にデータを収集しない方式 アイスランド、イスラエルなど

② 近距離無線通信技術 / ブルートゥース (Bluetooth) 方式

- ①政府にデータを収集する方式 シンガポール、フランス、オーストリアなど
- ②政府にデータを収集しない方式 インド、ドイツなど

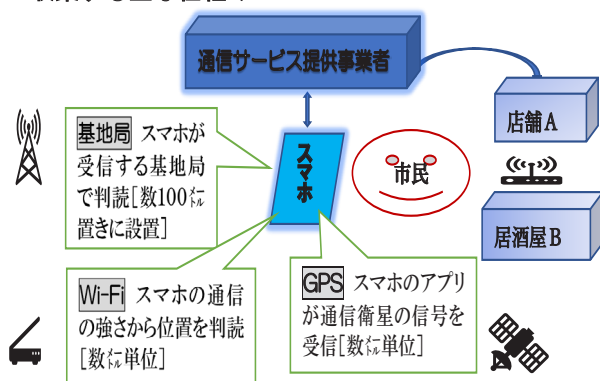
①の方式を採用する国の代表格は中国です。中国は、国民一人ひとりを徹底的に監視して統治するデータ監視国家です。コロナ封じでも、同国の巨大 IT 企業のアリババとテンセントなどが開発したさまざまな監視ツールを使っています。1 つは、市民各人のヘルス状態を色で示す「健康コード (QR コード)」です。濃厚接触者は「赤」、安全に社会活動できる者は「青」で色分けし、行動監視をします。つまり「青」なら安全で移動が許されます。一方、「赤」ならばどこにも出歩けま

せん。店舗や職場などにも行けない状態で、自主的に隔離生活を送る必要があるわけです。色分けされた住民の行動を監視するのが2つ目の、国中に縦横無尽に張りめぐらされている監視カメラのネットワーク「天網」です。公安（基本的な個人情報）＋交通（移動情報）＋通信（接触情報）＋医療（健康・医療情報）のデータを組み合わせ、都市封鎖や封鎖解除後の個人の行動を追跡しています。当然、誰がどこで誰とあったかといった市民の日常生活は、政府に筒抜けになります。つまり、プライバシーは完全に公有化されているといえます。台湾も、スマホ接触追跡アプリで、コロナの封じ込めに成功した国として紹介されています。濃厚接触者として確認され14日間の自主隔離をしなければならない人が、少しでも指定された住居から離れたりとすると、警告が届く仕組みです。違反者には罰金が科されます。

韓国も、スマホに接触追跡アプリのダウンロード、インストールを求めるとともに、**①** GPS／位置情報も使って、コロナの封じ込め策を実施しています。韓国は、2015年5月から国内においてMERS（中東呼吸器症候群）の感染拡大を経験しました。その折に、GPSなどの監視ツールを総動員した接触追跡アプリを独自開発しました。今般のコロナ封じでも、国民に対して接触追跡アプリをスマホにダウンロード、インストールするように求めました。しかし、その効果は期待したほどではなく、韓国でのコロナパンデミック退治は道半ばです。

A&G両社は、市民のプライバシーに敏感な国であるアメリカ系のIT企業です。今回、A&G両社がデザインしたAPIでは、GPSの採用を止めました。そして、**②** 近距離無線通信技術／Bluetoothを採用しました。政府が市民の日常生活データに必要以上に関与できないように、基本システムを設計したわけです。

●接触追跡アプリでは使わないスマホから位置情報を収集する主な仕組み



■Bluetooth方式では接触追跡アプリをインストールするのは任意か？

（編集局） 位置情報（GPS）は使わない。Bluetooth方式だけを使う。希望者だけが自分のスマホに接触追跡アプリをダウンロード、インストール（格納）する。A&G両社が提供するAPI機能とは何なのでしょう？

（石村） A&G両社が提供する濃厚接触可能性検出通知API機能は、基本システムです。各国の当局は、API機能を応用して開発した接触追跡アプリ（APP）を公表します。公表後、その国のスマホ保有者は、自分のスマホにその接触追跡アプリ（APP）をダウンロード、インストール（格納）することになります。しかし、インストールするかしないかは自由です。

（編集局） 日本周辺の国々で、この種の接触追跡アプリを使って、濃厚接触可能性を検出する仕組みを導入している例を教えてください。

（石村） シンガポールがあります。しかし、この国でも、スマホに「トレース・トギャザー（trace together）」アプリをダウンロード、インストールするか、しないかは任意です。アプリを入れたスマホ保有者は、全体の2割程度といわれています。シンガポールのリー・シェンロン首相は、国民に「アプリのインストールと利用に協力してほしい」と呼び掛けました。しかし、義務化には踏み込みませんでした。

13億人の人口を抱えるインドは、シンガポールに次いで世界で2番目にBluetooth方式を導入しました。インドでは、スマホ保有者が5億人を超えます。しかし、接触追跡アプリのダウンロード件数は5,000万件程度に過ぎません。

イタリアの自動車メーカー、フェラーリは、安全に工場を再開するための計画の一環として、接触追跡アプリを従業員に支給する方向で検討しています。

（編集局） 公衆衛生当局が、「接触追跡アプリはコロナ撲滅のための必須アイテム」とPRしても、アプリをインストールする割合があがらないのはなぜなのでしょう？

（石村） まず、国民全員がスマホを持っていないことがあります。国民全員にコンタクト・トレーシング（接触追跡）アプリ入りのスマホを無料配布し持たせれば、別でしょうけど。これでは、国民全員にマイナンバーカードを持たせようとするどこかの国のデータ監視国家構想と同じです。で

すから、やはり、背後にはプライバシーの問題があると思います。

オーストラリアでは、パンデミックを危惧する接触追跡アプリが国民に好評です。同国のモリソン首相はアプリの義務化を打ち出しました。しかし、プライバシー保護団体が強く反対しました。濃厚接触可能性検出通知 API 機能を提供する A&G 両社も、「義務化は支持しない」とアナウンスしています。

■アプリを使った濃厚接触追跡方法

(編集局) 接触追跡アプリ入りのスマホを持つと、どのように濃厚接触者を追跡できるのか教えてください。

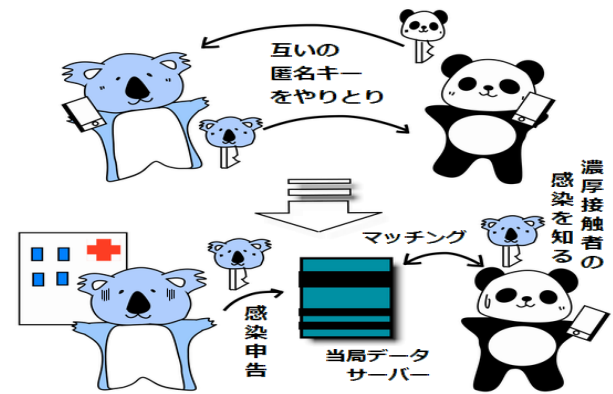
(石村) 接触追跡アプリをダウンロード、インストールしたスマホのユーザー（保有者）同士が、一定時間、近距離で接触するとします。この際に、スマホが近距離無線通信技術／ブルートゥース（Blue tooth）でスマホ同士をつなぎ、それぞれ相手方の匿名コードを記録します。後日、スマホユーザーが、PCR 検査などで陽性と診断され、感染が分かったとします。そして、このことを接触追跡アプリ上で自己申告したとします。すると、過去に接近した他のユーザーに通知されます。この接近期間は、接触追跡アプリを配布する国の公衆衛生当局（日本の場合は厚生労働省）が決めます。おおむね 14 日間で想定されています。接触の際、どの程度の距離や時間を「濃厚接触」の基準とするかは、各国の公衆衛生当局が決めます。接触者のスマホには、「あなたは 2 日前、感染者のそばにいました」といったようなメッセージが通知されるわけです。接触追跡アプリに対する評価は、どれだけ多くの市民がこのアプリを使うのか、そして、どれだけ多くの市民がその効果のありがたさを感じるのかによります。ある意味では、マイナンバー IC カードと同じような課題があります。

■ A&G 両社の濃厚接触可能性検出 PTI 機能

(編集局) A&G 両社が提案した接触通知の仕組みは、濃厚接触可能性検出（exposure notification）PTI 機能やプラットフォームが提供され、近距離無線通信技術／ブルートゥース（Bluetooth）を使うものですが、その手順を説明してください。

(石村) その手順を図示すると、次のとおりです。

● A&G 両社が開発した接触通知の仕組み



- ① スマホに接触追跡アプリをダウンロード、インストールすると、スマホ上で、毎日ランダムに生成するキー（TEK=temporary exposure key / 以下「キー①」）と、キー①をもとに 10 分～20 分ごとに新たに生成されるキー（RPI=Rotating Proximity Identifier / 以下「キー②」）が用意される。
- ② 接触追跡アプリをインストールしたスマホユーザー同士が近づくと、各自のキー②がそれぞれ相手方のスマホに保存される。
- ③ 接触追跡アプリをインストールしたスマホユーザーが PCR 検査で陽性になった場合、アプリ上で「感染した」と自己申告する。
- ④ 感染申告者の同意を得ることを条件に、感染申告者のキー①は、アプリを通じて政府の公衆衛生当局のデータベース／サーバーに送られる。【つまり、キー①は、陽性申告をしない限りそのスマホユーザーの手元にとどまる。】
- ⑤ API 機能対応アプリは、定期的に全国から報告されるキー①をダウンロードする。キー①には生成された時刻が刻まれており、判定の基準として使われる。そして、スマホ上で、誰かと出会ったときのキー②とマッチするかどうかを判定し、濃厚接触の可能性を判定する。

■なぜ A&G 両社が共同で開発に挑んだのか？

(編集局) どうしてアメリカの巨大 IT 企業 A&G 両社が共同で開発に挑んだのでしょうか？

(石村) アップル社の iPhone (iOS) スマホとグーグル社の Android スマホとの間には、技術上の違いがたくさんあります。A&G 両社が共同で感染者追跡システムの開発に挑んだ背景には、双方のスマホの互換性を高めるためです。また、国境を越えた感染者追跡には、グローバルなネットワークを持つ IT 企業である A&G 両社の存在が不可欠ことがあります。もちろん、A&G 両社には、グローバル IT 企業としてのパンデミック

封じの社会的責任感があるでしょう。それから、この分野での IT 覇権を握りたいという野望もあると思います。

■わが国はグーグルとアップル両社の PTI に乗るのか

(編集局) 対米追従ファーストの安倍政権は、当然、A&G 両社の提案に乗ると思いますが？

(石村) A&G 両社によると、アメリカの多くの州と世界各国から今回両社が開発した PTI 機能を利用したい、との申込がきているそうです。わが国の竹本直一科学技術担当相は 2020 年 4 月 17 日の閣議後の記者会見で、そして安倍首相は 5 月 25 日の緊急事態宣言解除の記者会見で、スマホの通信機能を使い濃厚接触者との可能性が高い人に自動的にユーザーに通知する追跡確認アプリ (COCOA) の提供をアナウンスしました。対米追従ファーストの安倍政権です。アメリカの巨大 IT である A&G 両社の提案に乗るか乗らないかの選択肢はありません。当然、アメリカの巨大 IT 企業の傘のもとで接触追跡アプリを開発し、導入することになります。

厚労省は、安倍首相のアナウンスの翌日 (5 月 26 日) に、2 つの資料「接触確認アプリに関する仕様書等」を公表しました (<https://cio.go.jp/node/2613>)。ちなみに、この資料では、「trace」の言葉を、「接触追跡アプリ」から「接触確認アプリ」と邦訳しています。国民の「追跡、ということばに対するアレルギーを和らげるためでしょう。「確認、という柔らかい邦訳を意図的に選んだのでしょう。以下、「追跡」と「確認」は同じ意味で使います。COCOA は 6 月 19 日に開始されました。

資料 1 「接触確認アプリ及び関連システム仕様書」 (新型コロナウイルス感染症対策テックチーム)

この資料は、A&G 両社の基本システム (PTI 機能) に沿って、わが国が独自に決められる接触確認アプリについての仕様を説明したもの。この資料では、接触確認アプリにおける接触者を、次のように定義する。「陽性者との接触に関する情報が利用者本人に通知される者として、陽性者との接触により感染のおそれがある期間に、陽性者との間で概ね 1m 以内の距離で継続して 15 分以上の近接状態が続いたもの (案) (以下「接触確認者」と記述)」。また、接触確認については、「プライバシーの保護と潜伏

期間等を考慮して、過去に遡って利用者が自らの接触の情報を確認できるのは、14 日間までとする。(14 日経過後のデータは削除する)」(1 頁)

資料 2 「接触確認アプリ及び関連システム仕様書」 に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価 及びシステム運用上の留意事項 (厚労省の接触確認 アプリに関する有識者検討会合)

この資料は、前記①資料 1 『接触確認アプリ及び関連システム仕様書』に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項 (以下、「本評価書」という。) についての検討結果を文書化したもの。この資料を作成・公表した目的は、次のとおり。①「新型コロナウイルス感染症 (以下、「本感染症」という。) への対策として厚生労働省が運営する予定の接触確認アプリ及び関連システム (通知サーバーを含む。以下、「本アプリ」と総称する。) が、プライバシー及びセキュリティ等の観点から安全なものであるかどうかを評価すると共に、その運用段階における留意事項を指摘し、もって本アプリが広く国民に信頼され、社会に普及することを後押しする」(1 頁) こと。そして、②このアプリは、厚労省が運営者となり、民間事業者に委託して運営されることから、行個法 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律) および個情法 (個人情報保護に関する法律) の適用関係を精査し、かつ整理すること。

資料 1 では、接触確認アプリが、スマホユーザーと公衆衛生当局双方の利益を目指していることが明記されています。

①利用者におけるメリット

利用について本人の同意のもと、自分が感染者と接触が確認された者かどうかを知ることができる。

②公衆衛生当局、保健所等におけるメリット

個人が自らの行動変容を意識するとともに、接触確認後の適切な行動等を実施できることにより、感染拡大の防止につながる。

接触確認アプリは、「プライバシー」と「公益、両者のバランスを考慮して運用しようという姿勢で、さまざまな事柄を分析しています。アプリ運用やシステム設計上のユーザーのプライバシー、処理番号、診断キー、ユーザーの同意、運営者等が所得する情報、ユーザーが所得する情報、不要となった情報の消去、セキュリティ、多言語対応、差別防止、情報の目的外利用の禁止、有識者検討会等による評価など多岐にわたります。公益性を積極的に評価し、接触確認アプリを市民に無理

強いすると、国民のプライバシーは死滅に瀕します。また、利用期間の限定（時制限）などをアナウンスする必要があります。さらに、接続確認アプリに対するプライバシー・インパクトの評価への市民参加、苦情申出の仕組みなどを整理する必要があります。接触確認アプリが利用開始前であること、さらには実際の導入までには、接触確認アプリの仕様の変更されることが想定されることから、この程度の紹介に留めておきます。

ちなみに、厚労省は、5月末、濃厚接触者については全員PCR検査を求める方針を打ち出しました。この新たな方針は、接触確認アプリの利用を後押しするのが狙いなのでしょう。国民は、政府の「名ばかりPCR検査態勢の拡充、方針に何度も騙されてきました。接触確認アプリへの国民への協力要請+濃厚接触者全員PCR検査のパッケージも、効果があるかどうかは論外、のトーンでは、国民の信頼を得るのは至難です。国内でのコロナ流行が一段落しても、「もう要らないアベノマスク」と化すおそれも強いといえます。

(編集局) 安倍政権は対米追従ファーストです。接触追跡（確認）アプリの問題で、確かにわが国独自の道を歩むのは難しいと思います。ただ、政府のIT政策担当相のような人たちは、わが国独自路線でアプリ開発をしたいような趣旨の発言を繰り返していますが？

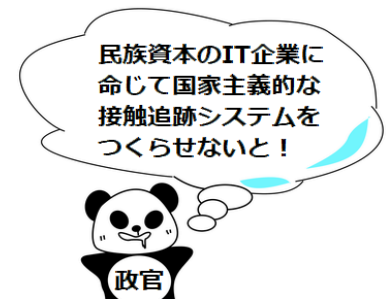
(石村) 与野党を問わず、データ監視国家づくりに熱心な議員がたくさんいます。いま国民を迷路に陥れているマイナンバーも、現在野党になった旧民主党系の連中が国の役人とタイアップして導入したものです。コロナ禍を機に、国民全員のスマホに接触追跡アプリのダウンロード、インストールを強制し、GPSなどで追尾する国の形「大好き」と考えるデータ国家主義志向の議員も少なくありません。世界的なIT企業の干渉なしに国民データの公有化や、GPSを使ったわが国独自の厳格な国民監視システムづくりをしようという「民族派、主導の悪巧みも見え隠れしています。彼らからすると、ライン（LINE）やNECのような国内資本のIT企業に頼まないと、公益重視の濃厚接触可能性検出PTIや接触追跡アプリの開発は難しい。「コロナ封じアプリで政官民連携」のようなキャッチを使い、血税をジャブジャブ浪費すれば、政官が民間IT企業を容易に操れるからです。

この連中、本心では、自分らの言うことを聞か

ない米系のグーグルやアップルなどは相手にしたくないでしょう。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症のような手ごわいパンデミック封じでは、グローバルな視野が求められます。スマホ主流の時代のマイナICカードの普及を目指すような愚策を繰り返す政府や国の役人に任せていたら危険です。何をしでかすかわかりません。国内IT企業と結託して、GPSを使った常時人権侵害が当り前の「新常态/ニューノーマル」の濃厚接触者追跡システムや接触追跡アプリをつくりかねないわけです。

わが国では、グーグルとアップル（G&A）両社で、スマホの占有率が100%近くになります。G&A両社のPTIに乗った方が、政官にうごめくデータ監視国家主義者の「野望、の芽を摘むにはベターかも知れません。アメリカの傭兵のような政権ですから、G&A両社が立ち上げたPTI船団からは容易に離脱はできないと思います。

いずれにせよ、わが国の政官にうごめくデータ監視国家主義者の動きから目を離せません。この連中は、にわかにか中国スタイルのGPSを使ったデータ監視国家主義的な接触追跡システムや接触追跡アプリの導入をあきらめないと思います。めげずに、手を変え品を変え攻勢を強めてくると思います。次は、コロナパンデミックではなく、風水害、地震、津波のような防災基本計画、「別件」を持ち出してくると思います。



■世界の流れをつくる米巨大IT企業の案に乗るのも一案？

(編集局) 今国会では、巨大IT企業に取引の報告義務を課す法律が成立しました。GAFAsのようなアメリカ系の巨大デジタル・プラットフォームIT企業のネット市場独占が厳しく批判されています。しかし、ファーウェイのような中国系巨大デジタル・プラットフォームIT企業は中国政府の手先のような感じもします。アメリカ系のG&Aの方が、市民のプライバシー保護に敏感なのではないか、と思いませんか？

(石村) 中国の濃厚感染者追跡システムでは、

GPSなどを活用します。つまり、コロナ封じでは、プライバシー保護よりも、政府によるビッグデータの収集、ビッグデータを使った国民の行動監視が優先されています。韓国も似たような状況です。中国のIT企業のアリババやテンセントは、中国政府の手先になってこうしたシステムづくりをしているわけです。わが国の民族IT企業も、中国IT企業と似たところがあるわけです。竹本直一IT政策担当相のような御仁が、わが国のIT戦略づくりのトップです。この御仁は、わが国のIT企業に指図して、スマートシティ構想のような、国民のデータ監視ファーストの国家主義的な構想を実現しようとするわけです。NECとかNTTといったわが国の(民族系)民間IT企業も、IT利権にむさぼりつこうとします。政産官連携の「日本IT株式会社」のような構造では、「政官」主導で「民」参加の構図が常識になります。コロナ封じ絶対優先、プライバシーゼロの濃厚感染者追跡システムが導入される危険性が強いわけです。プライバシーを優先する国民本位の追跡システムの構築はムリなわけです。わが国でも濃厚感染者追跡システムを導入するといふのであれば、グーグル(G)とアップル(A)が開発した基本システム(PTI)に乗った方が、まだまし、なものが導入されるのではないでしょ

接触追跡アプリ活用は、「政府が主役」ではなく、「個人が主役」でないと、監視ツールになるぞ！



うか。G&A両社のPTIは、「民」主導で「政官」参加、の構図のグローバルスタンダードです。日本の国家主義的なデータ監視思考が入り込むのが難しいでしょうから。

■求められる「個人が主役」のアプローチ

(編集局) コロナ封じに悪乗りした「政府が主役」の主張が増えてきているように思いますが？

(石村) コロナパンデミック封じでは、政府が個人の行動を追跡してクラスターを発見するなど「政府が主役」のアプローチが幅を利かせています。しかし、ビッグデータで混雑状況を把握したりする任務は民間主導で実施される必要があります。また、濃厚感染者追跡システム構築のような感染者情報、個人のプライバシーが関係するケースでは、政府がデータを収集し、操るのは危険です。接触追跡アプリの任意活用では、不安をもった個人が必要な情報や説明を入手しやすくする「個人が主役」のアプローチが必要です。

接触追跡アプリでの「監視」が新常態／新しい生活様式となるのでは、プライバシーが公有化され、市民の自由や人権が危なくなります。コロナの地鎮静化後、A&G両社の基本システム(API)や政府の接触通知アプリは確実に稼働をストップしないとイケません。でないと、事実上、特措法に基づかない緊急事態宣言下の新常態に置かれるのと同じになります。市民は、収束後の確実な巻戻しを求めて、政官・IT企業軍団を厳しく監視する必要があります。

最新のプライバシーニュース

「政治の財布」の番号監視、「庶民の財布」の番号監視、どちらが先か??

「政治の財布」の番号監視を急ごう

(CNNニュース編集局)

わが国は、国の役人がバッコする、いわゆる「役所社会主義」の国だ。国の役人は、「コロナと共存するこれからの仕事と暮らしには電子政府／ネット政府は不可欠な存在」

とPRする。だが、ネット政府のプラットフォームであるマイナポータルを見ても、国民に使い勝手が悪すぎる。利便性の確保などは二の次で、「いかに役人が国民を監視できるか」の役所社会主義

のツールに成り下がっている。個人情報保護委員会のような第三者機関も同じ。まさに「名ばかり監視機関」で、「政府の国民監視システムであるマイナンバー制を監視する」役割などまったく果たしていない。

くしくも、今回のコロナ対策での10万円の特別定額給付金のオンライン申請のドタバタで、ネット政府のお粗末さが露呈した。国の役人は、血税を自由に使える。「給付金は、マイナンバーICカードを使ってオンライン／ネット申請すれば、郵送よりも早く受給できる」とフェイクのPRをした。だが、現実とはまったく違った。自治体の現場では、住民との濃厚接触や内部での作業量が増え、「オンライン申請お断り」をアナウンスする自治体が続出した。

原因は、「使い勝手最悪の電子政府／ネット政府」、「名ばかり電子政府／ネット政府」にある。アマゾンやメルカリのような民間のデジタル・プラットフォームでは、申込の際のログインにマイナンバーICカードのようなツールは使わない。ところが、政府のプラットフォーム（マイナポータル）では、ICカードのような使い勝手の悪いツールを必須とした。このため、給付金のオンライン申請で、「カードの暗証番号を忘れた」、「カードの有効期限が切れた」で、自治体窓口には住民が押し寄せた。「3密」の「新常態」で感染拡大が危惧された。これらの基本操作は、自治体の窓口でしかできないからだ。

ネット／オンライン空間は、AI（人工知能）が闊歩し超自動化されている。私たち市民は、オンライン申請と聞けば、申請内容を、AI（人工知能）が自動チェックするようなシステムを想定する。だが、政府のオンライン申請システムは、そんな高度なものではない。入口チェックもできない、信じられないほど原始的な仕組みなのだ。5月半ばにマイナンバー関連システムを全国規模で管理するJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）があわてふためいて自動照合ソフトの無償配付をはじめた。しかし、実質的に入力情報をメールで送る機能しかないことには変わりがない。受け取った自治体の多くは、申請データを紙に打ち出して、手作業で、住民基本台帳と目視で突き合わせ照合する。マイナンバーICカードを使って高度のセキュリティをかけてメールを送るなど全くばかげている。非効率そのものだ。

今回のドタバタは、お粗末なシステム設計のネット政府（マイナポータル）に原因がある。そ

もそもマイナポータルは、メール送付機能しかない代物なのだ。にもかかわらず、高機能を装う。まさに、インチキポータルサイトだ。マイナンバーICカードの普及しか頭のない国の役人の勇み足で、やっと化けの皮が剥がれた。にもかかわらず、国の役人や総務大臣は、まるで他人事。上から目線で、「自治体職員のスキル不足だ」と、責任転嫁する始末だ。

アメリカでは、政府のオンライン申請に、トラブルになる厄介なICカードを使っていない。だから、オンラインでも申請手続きは、スイスイ進む。今回の騒動で、メールを送るにもICカードを必須とするわが国のネット政府（マイナポータル）の欠陥がはっきりした。

「どこそこの自治体で給付金オンライン申請中止」とかのニュースで一喜一憂するのはどうかと思う。この種のニュースを流し続ける市民団体の動きも若干稚拙な感じがする。オンライン申請で、使い勝手が悪い「マイナンバーICカードが諸悪の根源である」ことは自明。「ICカードを使う方式のネット政府、ストップ！」を叫ぶ必要がある。この辺を、自治体と一緒にあって、もっと運動を深めるべきだ。

もっとおバカなのは国会議員連中だ。ICカード廃止を唱えるどころか、マイナンバーの利用推進を叫んでいる。「緊急時給付迅速化法」（仮称）と題する議員立法が出てきた。本人同意を前提に、1人1つの振込口座をマイナンバー付きでマイナポータルに登録・管理するとか。今後の給付金支給をスムーズにすることが狙いとされる。だが、内実は、給付金のオンライン申請トラブルに乗じた、預貯金など国民の「懐」、「財布」をマイナンバー監視する悪巧み。加えて、2021年までに国民の預貯金口座をすべて番号管理にする方針も打ち出した。理由は、マネーロンダリング対策？とか。嘘だろう！河合夫婦議員の1億5千万円もの政治資金の悪質な使い途などにはフタをしているのはこの連中だ。桜を見る会のカネ問題も不透明。続出する政治とカネの番号監視の問題にはまったく触れない。連中は、社会正義のための政治資金、「政治の財布」の番号監視、番号紐づけなどは、口が裂けても言い出さない。

「政治の財布」の番号監視と「庶民の財布」の番号監視、どちらが先か？？小学生でも回答できるだろうに。にもかかわらず、まともに答えようとしない。だから、この政権は賢い国民には信頼されない。

コロナ禍のどさくさに紛れた 紙の個人番号通知カードの廃止

— マイナンバー IC カード取得を強要する役人の悪巧み —

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

昨年(2019年)5月に、電子政府・電子自治体(ネット政府・自治体)の推進のための行政手続オンライン化関係3法が改正された。この改正で、個人番号(マイナンバー)を一人ひとりに知らせる紙製の「個人番号通知カード」の廃止が決まった。この改正を受けて、総務省¹の個人番号(マイナンバー)の通知カード廃止案に対するパブリックコメントが実施された。3件の意見提出があり、2020年4月30日に、その結果が公表された。続いて、通知カード廃止の総務省令は、2020(令和2)年5月11日公布、同月25日施行された。

◆通知カード廃止の悪巧み

市民は、マイナンバーカード(マイナ IC カード)を持ちたがらない。自分の個人情報が満載されたマイナ IC カードは、紛失したら危ない。プライバシーがダダ洩れになる。それに、紙の通知カードで足りるからだ。国の役人がPRする「マイナ IC カード普及でネット政府・自治体実現も間近」は、まったく「マジでない!」。住基に次ぐ血税のムダ遣いそのもの²。

そもそも、マイナ IC カードはネット政府・自治体構想のマイナポータルへのログインの実現が目的では(?)。ところが、マイナポータルは機能不全常態が続く。住民の利便性向上などまったく論外、期待薄。そこで、国の役人は、つじつま

合わせで、方針に切り替えた。マイナ IC カードを国民登録証、国内パスポートに使おう。国民全員にカードを取らせる。電子関所を設け監視社会にし、背番号による国民監視を徹底する。お隣中国の「ポイント制による行動監視、健康コード、イイね!」のスタンスに転向した。

国の役人は狡猾だ。通知カードを廃止すれば、マイナ IC カードを持たざるを得ないだろう。『ぎまみろ!』で、今年の法改正で悪巧みを実行に移した。

国の役人は、紙の通知カード廃止への理屈を並べ立てる。転居時などに通知カードの裏に事項変更を記載するのが、住民や市町村職員の負担になっていると。だが、これはマイナ IC カードでも同じだ。転居時にはカード券面に新しい住所を追記するように求められる。まともな理由とはいえない。



【おもて面】



【うら面】

◆通知カード廃止後のマイナンバーの取扱い

総務省自治行政局住民制度課の2020(令和2)

¹「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集の結果」https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000214.html また、3件の意見に対する役所側のコメントについて詳しくは、https://www.soumu.go.jp/main_content/000685739.pdf

² 国の縦割り行政で、マイナ IC カードは総務省、マイナンバーは総理府と内閣官房、と、それぞれ管轄が違う。

年2月26日付事務連絡「通知カード廃止後のマイナンバーの通知の方法等（案）について」によれば、廃止後は次のように変わる。

◎マイナンバーの通知方法

- ①マイナンバーの通知は「個人番号通知書（マイナンバー、氏名、生年月日、発行日等記載）」による。
- ②「個人番号通知書」は、通知カードと違い、マイナンバーを証明する書類として使えない。つまり、廃止後は、番号確認書類は、マイナンバーカードか「住民票記載事項証明書」に限定される。
- ③氏名、住所等が変更しても、「個人番号通知書」の記載変更はしない。
- ④「個人番号通知書」は通知カードでは必要な、紛失時の届出、マイナンバーカード交付時の返納は不要である。
- ⑤「個人番号通知書」の再交付は行わない（通知カードは無料で何度でも再交付可能だった。）
- ⑥通知カードと同様に、市町村長は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、「個人番号通知書」の作成、発送などの事務を委任できる。

◎通知カード制度廃止の施行日（5 / 25）以降の通知カードの取扱い

- ①通知カードの交付・再交付は行わない（施行日前に再交付申請を受け付けた場合は交付する。）
- ②氏名、住所等に変更があっても、通知カードの記載の変更はしない
- ③通知カードを紛失した場合を規定した番号法7条6号、マイナICカード交付時の返納を規定した7条7号に経過措置を設け、施行日以後も紛失した場合は市町村長に届出必要、マイナICカード交付時は返納必要とする。
- ④マイナンバー提供の際の本人確認措置を義務付けた番号法16条等に経過措置を設け、施行日前に通知カードの交付を受けた者については、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できる（ただし、氏名、住所等を変更した後は、番号確認書類として使えなくなる）³。

◆通知カード廃止後の市民生活への影響

仕事を見つけたときや原稿料を受け取る時など、マイナンバーを求められることも多い。これまでは通知カード+運転免許証など提示でOK

だった。ところが、これからは、市区町村の窓口で、通知カードに代えて、有料で「住民票記載事項証明書」を取らなければならなくなる。一度この証明書を取得し、この証明書+運転免許証を提示、あるいは双方のコピーを郵送するのも一案である。もっとも、現在持っている紙製の個人番号通知カードも、記載事項に変更がなければ、引き続き使える。

◆特別定額給付金オンライン申請のドタバタ

政府は、これまで、市民が、マイナICカードを申請して取得すれば、自宅のパソコンなどから、マイナICカード【電子証明書】+4ケタ【数字】のパスワードでログインし、オンライン/ネット申請などの電子行政サービスが受けられる態勢が整ったとPRしてきた。だが、マイナICカードを使ったオンライン/ネット申請は遅々として進まない。

そこで、今度は、コロナ対策の特別定額給付金（10万円）に悪乗り。血税を乱費し「マイナンバーカードを使ったオンライン/ネット申請で速やか給付」をPRし出した。

国の役人のPRに踊らされて、市区町村（自治体）窓口には、^{すみ}「マイナカードよこせ、で、住民が殺到。一時は、3時間待ちは当たり前。窓口は「3密」常態で、コロナ感染拡大が心配された。まさにどこの自治体窓口でも狂騒「新常态」。カードは申請しても、発行はマイナンバー関連システムを全国規模で管理するJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）という外郭団体、自治体は交付だけ。住民が手にできるのは2~3か月先。フェイクにも近いPRに踊らされた自治体や住民は怒りを爆発させた。国の役人の責任は重い。

◆一難去って、また一難

カードをようやく手に入れられても、オンライン/ネット申請では、パソコン（PC）やICカードリーダー（読取機）が必須。こうした小道具を取り揃えても、今度はマイナICカードを使ったネット政府（マイナポータル）へのログインが至難。^{すみ}「カードは持っているけど、パスワード/暗証番号を忘れたので変更してくれ、^{すみ}「マイナIC

³ 本人確認措置について詳しくは、内閣官房番号制度推進室 内閣府大臣官房番号制度担当室マイナンバー概要資料令和2年3月版17頁参照。https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/seidogaiyou.pdf

カードの電子証明書の期限が切れているので更新してくれ、等々で、多数の住民が自治体の窓口へ押し寄せる。パスワード／暗証番号の確認／変更や電子証明書の更新は、自治体窓口でないといけないからだ。

パソコン(PC)は持っていないけど、スマホはある。そこで、市民が、スマホを使って特別定額給付金(10万円)をオンライン／ネット申請するとする。この場合は、まず、持っているマイナICカードの内容を、スマホに読み取らせないとイケない。スイカICカードやTOICAなどの場合は、カード内容や機能をスマホに直接格納できる。ところが、マイナICカードについては、セキュリティ機能(公開鍵)をスマホに直接格納するのは認めていない。それに、iPhoneXRのように、スマホの機種によっては、マイナICカードのセキュリティ機能を読み取れない。マイナICカードを廃止し、スマホにマイナICカード機能を入れてしまえば、利便性が増すのは一目瞭然。だが、それでは国民全員にマイナICカードを「国内パスポート」として持ち歩かせる、という国の役人の悪巧みが総崩れになる。

◆手作業の方が効率的な現実とは何か？

多くの自治体が、「給付金のオンライン申請お断り」をアナウンスした。住民のオンライン申請内容の手作業でのチェックに膨大な時間がかかり、お手上げ状態になったのが理由だ。

電子政府／ネット政府(マイナポータル)システムを使ったオンライン申請と聞けば、普通の市民だったら、人手のかからない利便性が高く、効率的なものをイメージする。申請内容をAI(人工知能)が自動チェックし、真偽が不確かな記載があれば警告を発するようなモダンなシステムを想定する。だが、わが国のオンライン申請システムは、そんな高度なものではない。申請内容の入りで基本的なチェックもできない原始的な仕組みだ。受け取った自治体の多くは、申請データを紙にプリントアウトし、手作業で、住民基本台帳と目視で突き合わせ照合する。手作業での目視チェックが追い付かず、各所でパンクした。5月半ばにマイナポータルを運営するJ-LISが、あわてふためいて自治体に自動照合ソフトの無償配付をはじめた。しかし、実質的に入力情報をメールで送る機能しかないことには変わりがない。

現在のマイナポータルは、住民が役所にメール

を送るだけの機能しか持たない。なのに、マイナンバーICカードを使って高度のセキュリティをかけるなど不必要で、全くばかげている。非効率そのものだ。

自治体の窓口、あるいは郵送での文書申請の方が定額給付金を早く給付できるというのは滑稽だが、それが現実だ。国が立ち上げたネット政府／電子政府(マイナポータル)は余りにもお粗末過ぎる。それでも、国の役人や総務相は、上から目線で、「自治体職員のスキル不足だ」と、責任転嫁をする。だが、そもそも、諸悪の根源は、ネット政府(マイナポータル)がAIなどで誤記など内容を自動チェックできる機能が備わっていないことにある。背番号や電子証明書を使った資格確認だけはやたらと嚴重だが、後はいい加減。申請内容がフェイクかどうかは手作業でチェックするしかない。でも、こんなとき、国の役人は死んだ振りして、悪いイメージが忘却の彼方に消え去るのをじっと待つ考えだろう。

いずれにしろ、現在のお粗末なオンライン／ネット申請システムでは、申請者、自治体双方にとり「労多くして、功少なし」なことは明らかだ。

◆支給の遅れとカード普及の遅れとは関係ない

アメリカの「マイナンバー」は、9ケタの社会保障番号(SSN = Social Security Number)だ。本人が申請し、SSNを取得する。SSNは紙製の通知カードで郵送されてくる。社会保障番号ICカードは発行していない。SSNは、官民でも幅広く、提出・記載が求められる。ただし、SSN通知カードの提示、あるいはそのコピーや運転免許証のコピーの郵送などは求められない。つまり、文書ないしデータファイルに自分の番号を記載、インプットすれば、それで足りる。

アメリカでも、トランプ政権は、3月27日に、議会と協議して、コロナ対策で全国民への現金給付を決めた。給付額は、成人に1200ドル(12万円)、子供1人につき500ドル(5万円)だ。

アメリカの場合、給付金は、申請書あるいは申請ファイルに必要な事項+自分のSSNを記載または入力し、自分の銀行口座への振込みまたは送金小切手郵送で受け取れる。受取は2週間待ちくらいだ。オンライン／ネット申請でも手続は簡易、処理もクイック。ユーザーフレンドリーそのものだ。理由は、ネット申請では、セキュリティ目的での公開鍵(電子証明書)の入ったICカードを

使っていないからだ。わが国のマイナICカード不要のスマホやパソコン(PC)

●紙製のSSNの通知カード サンプル



を使った国税の確定申告の場合と同じだ。

国の役人や政府御用達の〇〇総研のような役人付度族の発言が問われている。連中はいまだに「マイナICカードの普及が遅れているから給付金を早く受け取れない」と戯言をいう。だが、遅延の真犯人は、マイナICカードだ。

オンライン／ネット申請は要らないとはいわない。問題は、マイナICカードがないと申請できないことだ。アメリカに倣い、特別定額給付金のネット申請では、個人番号(マイナンバー)を打ち込むだけにすればよい。これにより、ICカードなしにパソコン(PC)のみならず、スマホでのネット申請も可能になる。もっと簡単で早く給付金を受け取れるはずだ。申請内容のチェックは、マイナポータルが自動的にできるようにしてあれば問題は起きない。

日本で働くアメリカ人の友人はいう。「そもそも、10万円の給付金のネット申請で、自分の個人番号を打ち込めばマイナポータルで本人確認ができるはず。なぜマイナICカード云々するのかわからない?」「僅かな原稿料を受け取るのに、なんで個人番号データ(特定個人情報)を民間の出版社にさらけ出さなければならないのか?」「紙で相手方に出した個人番号データの悪用、ダダ漏れの方が心配だ!こんな危ない個人情報提供実務はやめるべきだ。」「日本のハンコ文化は外人には危なっかしくみえる。なりすましツールそのものではないか?」と。

◆国の役人による「マインドコントロール」なくせ

政府は、コロナ禍を機に、「新常态(new normal)」に適應できるように、さらに進んだネット／オンライン社会を目指すという。政府は、脱「対面・ハンコ・紙」を打ち出した。にもかかわらず、出版社から原稿料を受け取る時、働き始めるときなどに、マイナICカードの紙コピー、あるいは個人番号通知カードの紙コピー+運転免許証の紙コピーの提示、郵送を求められる。国の役人が決

めたこんな紙社会のルールは、ばかげている。個人番号情報を垂れ流しにする最悪の政府規制の1つといえる。即刻廃止すべきだ。これでは、デジタル化社会は実現できない。政府の脱「対面・ハンコ・紙」ポリシーに反する。

私たち日本人は、国の役人が勝手に決めた紙社会ルールで「マインドコントロール」されている。このばかげた「リアル社会の悪習」、政府規制で設けた紙コピーの提出義務は撤廃すべきだ。

あえて敵に塩を送るとすれば、スマホにマイナンバー記載事項や公開鍵の直接格納を認め、ICカードを廃止するのも一案。

◆コロナに強いネット政府・自治体の実現は、マイナICカードの廃止で!

新型コロナウイルスパンデミック(感染爆発／世界的流行)が止まらない。その影響は、雇用、市民の暮らしや健康、医療、教育、企業活動などあらゆる分野に及んでいる。コロナ禍の完全終息は至難、「三密」から「遠隔」に変容した社会は完全に元には戻らないとの見方も強い。

ウイルスの強毒化につながる人の移動・接触感染拡大防止対策には、リアル政府・自治体に代わる、ネット政府・自治体は必要不可欠。だが、わが国のネット政府・自治体は、機能不全を起こしている。すでにふれたように、その最大の原因は、ICカードでログインするネット政府モデルのマイナポータル(政府プラットフォーム)にある。

こうした政府プラットフォームモデル(マイナポータル)は、今や完全に陳腐化／ガラパゴス化している。スマホやタブレットのような移動端末が主流の時代なのに、ネット政府・自治体へのアクセスツールにICカードを使うモデルを継続するのは最悪だ。

ICカードに格納されている電子証明書(公開鍵)には有効期限がある。期限が過ぎると、更新しない限り、使えない。有効期限切れも、今回の10万円の特別定額給付金オンライン申請のドタバタの一因となった。マイナICカードの発行機関(J-LIS／ジェイリス)は、次頁のようなアナウンスをしている。

だが、市民は、毎日の仕事やくらしで忙しい。ふだん使いもしないマイナICカードの定期更新で、わざわざ自治体窓口に向く余裕はない。

政府プラットフォーム(マイナポータル)は、一刻も早いモデルチェンジが必要である。ICカー

電子証明書の有効期間と失効

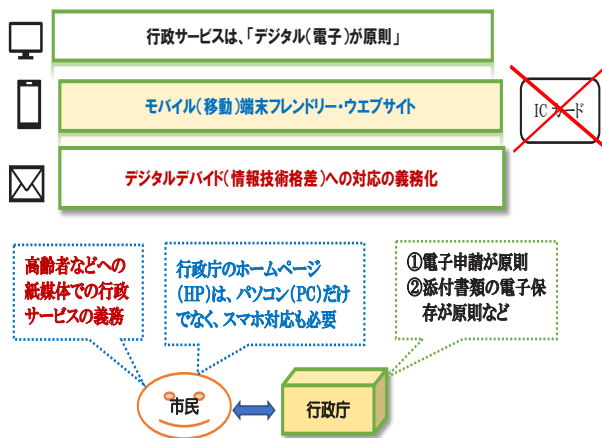
J-LIS / ジェイリス

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日までです。(中略)

(注) マイナンバーカードの有効期限が切れる際には、格納されている電子証明書の更新を行ってください。有効期間満了日の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。有効期間満了前に更新を行った場合は、電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から6回目の誕生日までです。

(注) 発行時の手数料については、市区町村の窓口へご確認ください。

●世界の流れ～デジタル時代における市民の権利

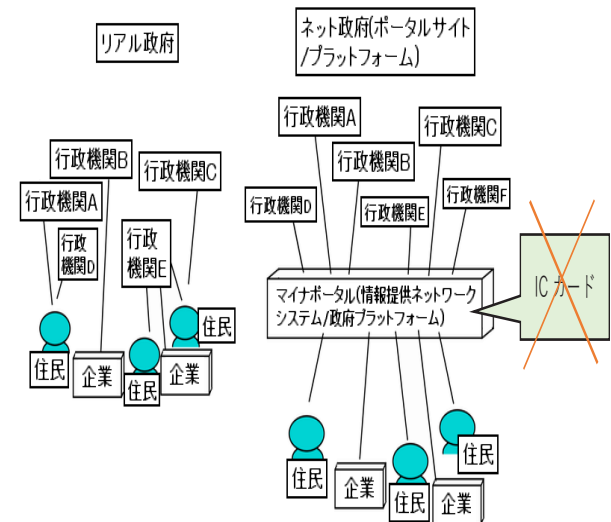


ドリーダを接続できるのはパソコン(PC)だけだからだ。スマホ全盛時代にマイナICカードは似合わない。確かにスマホでも、ICカードに格納された電子証明書(公開鍵)を読み取れる機種もある。だが、不具合が多すぎる。国の役人は、オンライン申請には「パソコン(PC)を使う」という固定観念を捨てるべきだ。固～い頭を切り替え、ネット政府(マイナポータル)へのログインにスマホを使うのが当り前の前提で考えるべきだ。

◆ガラ系化するマイナポータル

わが国の電子政府(e-Gov)構想である「情報提供ネットワークシステム」、通称「マイナポータル」は、稼働が何度も延期された。ようやく稼働したのは2017(平成29)年11月13日。それから、2年半くらいたった今年5月に、特定定額給付金のオンライン/ネット申請で、はじめて本格的にその性能が試された。結果、化けの皮が剥がれた。国の触れ込みとは大違いで、はじめから機能不全を起こすような代物であることが判明した。

●政府(行政機関):リアル対ネット



*ネット政府=電子政府

総務省や内閣府などの役人は、コロナとの共存時代の「3密」回避、「新常态(ニューノーマル/new normal)」、「新しい生活様式」には、ネット政府・ネット自治体は「必然の流れ」と説く。だが、軽率そのもの。相変わらずの「役人が主役」の官製商法の主張。マイナポータルという「ハコモノ」だけで、利用できるメニューが貧弱すぎる。国民にはまったくメリットが感じられない。今回の給付金申請で体験したように使い勝手も最悪。このままでは、笛吹けども国民は誰も見向きもしないはずだ。国民は、住基ネットをはじめとし度重なる国の役人の悪巧みに付き合わされ、疲労困憊している。

史上最悪の「インパル」の繰り返しを避けるには、「出口戦略」が必須である。「出口戦略」は、「国民が主役」のネット政府づくりに求めるしかない。まず、ユーザーである市民の「負荷」を取り除かないといけない。そのためには、マイナポータルにマイナICカードなしでログインできるようにしないといけない。「マイナICカード廃止ファースト」である。オーストラリアの政府ポータルサイト(MyGov)のように、ICカードを使わない仕組みに改修を急がなければならない。

アマゾンやメルカリのような民間のプラットフォームでは、ログインにICカードは使わない。こうした民間プラットフォームが、ログインにICカードを使えといたらどうなるだろうか。消費者は見向きもしなくなるはずだ。まさに、マイナポータルに、市民が見向きもしなくなっている原因である。スマホ主流の時代にあって、ログインにマイナICカードを使うのは、使い勝手が悪す

石村耕治 PIJ 代表に聞く

《コロナウイルス戦争と訴訟リスク》

アメリカで相次ぐコロナ関連集団訴訟の現状

— 「都市封鎖」で被った不利益回復訴訟の動きを追う —

対論

話し手 石村 耕治 (PIJ代表)

聞き手 辻村 祥造 (PIJ副代表)

人類は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19 / 「コロナ」 / 「コロナウイルス」) のパンデミック (感染爆発 / 世界的流行 / pandemic) と戦っている。この戦いは、「コロナウイルス戦争 / コロナウイルスウォーズ」と呼んでよい。アメリカでは、連邦、州や地方団体のトップが、緊急事態宣言、外出禁止令などを発し、いわゆる「都市封鎖 / ロックダウン (lock down closure)」をし、コロナ収束を目指している。

合言葉は、都市閉鎖により「接触によるウイルス拡散を防ごう!」、このためには、「不要不急業務の営業 (nonessential businesses) を自粛しよう」。ライフインフラ / ライフラインとなる「食料品供給や公共交通、医療機関など生活不可欠業務 (essential businesses) への営業継続をお願いしよう」。「リアル / 現実取引からネット / オンライン / 現実取引へ移行しよう」等々。

「コロナウイルスウォーズで勝利する、ためには、都市封鎖、営業禁止や営業継続は避けておれない。当然、犠牲 / 不利益を被るものは、ビジネス (事業者 / 企業) / 消費者 / 住民 / 就労者など広範に及ぶ。アメリカでは、都市封鎖で不利益を被った場合には、法令違反、契約不履行や不法行為を問い、交渉でラチが明かないときには、裁判 / 訴訟で解決するのが一般的である。また、不利益を被った人が多いときには、集団訴訟 (クラスアクション) を起こすケースが多い。

そこで、今回は、石村耕治 PIJ 代表に、辻村祥造副代表が、アメリカ各都市で相次ぐコロナ撲滅をめざす「都市封鎖」で被った不利益回復のための集団訴訟の動きについて聞いた。

(CNNニュース編集部)

◆アメリカのパンデミック対策の特徴

(辻村) まず、アメリカのパンデミック対策の特徴について、説明して下さい。

(石村) アメリカにおけるパンデミック対策では、終始ロジスティクス (logistics / 物流管理 / 兵站) の思考が重視されます。政府 / 行政や議会が取る主要なパンデミック対策は、大きく次の3つからなります。

【図表 1】アメリカでのパンデミック政策の3つの基本

①都市封鎖 (lock-down closure)

パンデミック封じでは、経済の急激な悪化を避けつつ、都市封鎖で効率的な感染防止策を実施する。今回の新型コロナウイルス封じでも、

全米規模での都市封鎖令 / 外出禁止令を実施した。人の移動制限・接触感染拡大防止のための在宅退避・社会的距離保持対策や公衆衛生・医療資源の効率的活用策である。この場合、ライフインフラ / ライフラインを維持するために、生活不可欠業務 (エッセンシャルビジネス) に営業継続を、他方、不要不急業務 (ノンエッセンシャルビジネス) には営業禁止 (休業 / 一時閉鎖) を命じる。

②財政支援 (financial aid and relief for economic security)

経済や雇用崩壊を回避するための個人やビジネスに対する財政支援などの措置を講じる。連邦政府、州政府および地方団体が、具体的な財政支援策、税制支援策、金融支援策などを実施する。これら

の政策は、住民や企業、民間病院その他保健医療機関などに対する協力の「見返り」、事実上の「損失補償」ともいえる。その形は、現金給付、補助金、無利子ローン、失業給付や雇用調整助成金、納税猶予、民間医療機関への補助金や医療資材の現物給付など多岐にわたる。

③ 出口戦略／都市封鎖解除 (economic reopening policy)

経済や雇用の壊滅的な崩壊をさけるための、具体的な数値目標や工程表を策定し、封じ込め策の効果を測定する。そのうえで、感染抑制段階(フェーズ)ごとに、外出制限・行動制限を緩和する。不要不急業務には、護るべき公衆衛生基準(新常态/new normal/新しい社会ルール)を公表・遵守を求めたうえで、営業の再開を認める。

◆ 今回のお話の所在

(辻村) アメリカの場合、コロナ感染拡大を防ぐために、州や自治体が、非常事態宣言、外出禁止令を出し、「ステイ・アット・ホーム (Stay at Home)」を呼びかけています。当然、こうした宣言や命令で不利益を被る企業や消費者/住民/就労者がでてきます。今回は、コロナ関連集団訴訟の現状についてお話いただくとのことです。どのようなアングルからお話されるのでしょうか。

(石村) 「接触(3密)回避」、「接触」から「遠隔」への移行が、コロナウイルス戦争「収束」のカギだといわれます。そこで、連邦政府、さらには多くの州や自治体が、非常事態宣言 (emergency proclamation)、外出禁止令 (curfew)、都市封鎖令 (lock-down closure order)、人同士の距離を保つソーシャルディスタンス命令 (social distancing orders / 社会的距離命令¹) などを出しています。コロナウイルスは、接触感染を繰り返しながら強毒化していくからです。

州知事や地方団体の首長は、「接触(3密)回避」のため、都市封鎖令 (lock-down closure order) を発出します。都市封鎖令では、ビジネス(企業/生業)を、次のように大きく2つに分けて規制します。

【図表2】生活不可欠業務 対 不要不急業務

① エッセンシャルビジネス (生活不可欠業務)

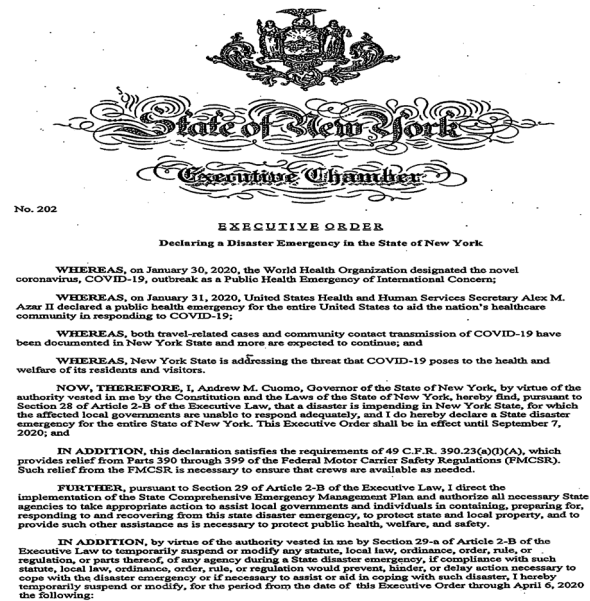
指定業務は営業継続を求められる。例：感染者を収容・隔離・治療する病院や保健医療機関、生活に必要な飲食料品の供給業者、ガスや電気事業者、公共交通機関やごみ収集など

② ノンエッセンシャルビジネス (不要不急業務)

指定された業務は営業禁止を求められる。例：リアルで業務を行うレストランやバー、スポーツクラブやジム、映画館や催事場、スポーツイベント、大学など

ニューヨーク州クオモ知事 (Governor Andrew Cuomo) は、2020年3月7日に、新型コロナウイルス対策の緊急事態令 (Executive Order No. 202) (以下「クオモ知事令」ともいいます。) を発出しました²。

● NY州緊急事態令 (Executive Order No. 202) (抜粋)



クオモ知事令では、ニューヨーク州内のあらゆるビジネス(非営利団体を含む。)に対して、できる限りのテレワークを要請しています。そのうえで、緊急事態発令期間中のリアルなビジネス活動は、例外的に生活不可欠業務(エッセンシャルビジネス)に限り許すことにしています。

¹ WHO は、「physical distancing」、「身体的距離」の言葉の利用を推進しています。

² NY State of Emergency over the COVID-19 Outbreak. https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/EO_202.pdf

³ <https://esd.ny.gov/guidance-executive-order-20264>

⁴ <https://www1.nyc.gov/site/sbs/businesses/covid19-business-tips-faqs.page> ; <https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/EO202.6.pdf>

●クオモ NY 州知事



ニューヨーク市小規模企業庁 (NYC Small Business Services) や州開発公社 (Empire State Development Corporation)³ は、クオモ知事令を典拠に、

緊急事態発令期間中に営業継続を要請する生活不可欠業務 (エッセンシャルビジネス) 一覧を作成・発出しました⁴。一覧に列挙された主な生活不可欠業務は、次のとおりです⁵。

【図表 3】 NY 州緊急事態令で指定された生活不可欠業務一覧

| |
|--|
| <p>①保健医療業務</p> <p>研究・実験サービス、病院、駆込み医療施設、救急動物・家畜サービス、高齢者介護、医療卸売流通業、高齢者向け在宅保健医療従事者または補助者、医師および救急歯科医、高齢者ホーム、在宅保健医療施設、医療品や装備品製造者および供給者など</p> |
| <p>②基幹緊急インフラ</p> <p>公益事業 (電力、燃料供給、通信など)、下水道、電気通信、およびデータセンター、空港/航空機、交通インフラ (バス、鉄道、タクシー、駐車場など)、ホテルおよび宿泊施設など</p> |
| <p>③基幹製造業</p> <p>飲食品の加工、製造、薬品、医療用品、調剤薬、衛生用品、電気通信、超小型電子技術、農業、家庭用紙製品など</p> |
| <p>④基幹小売業</p> <p>食料雑貨店、ドラッグストア、コンビニ、農産物市場、給油所、金物・建築資材店舗、テイクアウト/ディリバリーのラストランやバーなど</p> |
| <p>⑤基幹サービス</p> <p>ゴミやリサイクル収集、郵便・郵送サービス、洗濯サービス、建物の清掃・維持サービス、児童保育サービス、自動車修理、倉庫、葬送・埋葬サービス、動物シェルターなど</p> |
| <p>⑥ニュースメディア</p> |
| <p>⑦金融機関</p> <p>銀行、保険、給与計算、会計、金融市場サービス</p> |

| |
|---|
| <p>⑧基幹緊急用プロバイダー</p> <p>ホームレス・シェルター、生活困窮者支援施設、フードバンク、福祉サービス提供者</p> |
| <p>⑨建設業</p> <p>技術専門職 (電気技師や配管工など)、基幹インフラの緊急修理や安全に必要な企業や専門職</p> |
| <p>⑩防衛</p> <p>防衛ならびに合衆国政府または合衆国政府の契約者を支援する防衛および国家安全保障関連の業務</p> |
| <p>⑪安全・衛生維持基幹サービスおよび基幹住宅等の業務</p> <p>警察、消防、救急サービス、建物の清掃、修繕、消毒など</p> |
| <p>⑫物流、技術サービスおよび児童保育サービスをはじめとした基幹サービスや製品を供給する事業者</p> <p>物流、オンラインサービス、児童保育プログラム/サービス、政府施設、政府の基幹サービスへの技術支援など</p> |

州や地方団体の都市封鎖令 (lock down closure order) で、営業継続や営業禁止 (休業/一時閉鎖) を命じられると、不利益を被る事業者や従業員、消費者などが出てきます。都市封鎖令では、「営業継続/営業禁止 (休業/一時閉鎖)」と「損失補償」がセットになっている場合もありますし、そうっていない場合もあります。いずれにしろ、都市閉鎖令で経済的不利益を受けた者が、財政措置 (休業補償金、給付金や失業給付、助成金など) による損失補償が十分ではないと感じたとします。こうした場合に、アメリカでは、裁判/訴訟で解決策を探るのを躊躇しません。そこで、今回は、個人や企業などの間で争われているコロナウイルス関連訴訟の動きを紹介しようというわけです。

◆この種の集団訴訟は、どこの裁判所に起こすのか

(辻村) アメリカは連邦国家です。連邦と州双方に裁判所があります。コロナ関連訴訟は、どちらの裁判所に訴訟を起こすことになるのでしょうか？

⁵ See, Jason Rogovich, 〽 Governor Andrew Cuomo Limits Activities to Essential Businesses, Small Businesses Feeling Impact, 〽 2020 CilyLand 1 (March 31, 2020). ただし、感染状況に応じて刻々と更新・変更されている。

(石村) 一般に、この種の訴訟は、民事訴訟です。【アメリカの場合、行政訴訟という特別の訴訟類型はありません。ですから、公的機関相手の訴訟を含め民事訴訟で争うこととなります。】一般に各州にある連邦地方裁判所 (U.S. District Courts) で争うこととなります。多くは「クラスアクション (class action)」です。「クラスアクション」は、「集団訴訟」、「集合代表訴訟」と邦訳されています。`共通の利害を有する一定数の人たち(クラス)が集団で訴訟(アクション)をする、ということ`です。

◆ 正当な補償なしのコロナ対策知事令は違憲か

(辻村) 私人間の集団訴訟の加え、政府に補償を求め訴えた集団訴訟もあると思います。ケースがあれば、先にお話してください。

(石村) コロナウイルス対策で、ニューヨーク州やペンシルバニア州をはじめとして多くの州では知事が、非常事態宣言や外出禁止令などを出しています。こうした宣言や知事令で、住民や企業/団体などは多大な影響を受けます。不利益を受けた当事者が、州知事などを相手に、被った損失ないし補償を求めて集団で裁判所に訴えています。

大統領令 (Presidential Order / Executive Order) ないし知事令 (Governor Executive Order) の発出で影響を受けた民間機関 (個人や企業など) に対する休業補償 (財政的な補償) については、近年、連邦憲法の財産権保障条項 (taking clause) の適用・解釈において活発な議論が展開されています。訴えは、アメリカ合衆国憲法 (連邦憲法) は、修正5条で、「何人も、正当な補償なしに私有財産を公共の用のために収用されることはない (nor shall private property be taken for public use, without just compensation)。」とする規定に基づいています。【ちなみに、この規定は、日本国憲法29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」のモデルになった規定です。】この規定は、連邦政府の権限の制約をねらいとしています。加えて、州政府についても、連邦憲法修正14条の正当手続条項 (due process clause) が保護する「自由」の一環として修正5条が組み込まれて適用されます。

ペンシルバニア州 (以下「ペン州」ともいう。) のトム・ウォルフ (Thomas Wolf) 知事 (民主党所属) は、2020年3月19日と20日に、ペ

ン州憲法 (Penn State Constitution) や州法に基づき、「不要不急業務の全面閉鎖に関するペンシルバニア州知事令 (Order of the Governor of the Commonwealth of Pennsylvania Regarding the Closure of All Business That Are Not Life-Sustaining / 以下「ペン州不要不急業務封鎖知事令」または「ペン州封鎖令」ともいいます。) を発出しました。この封鎖令に違反すれば刑事罰が科されます。

● トム・ウォルフ知事



● ペン州不要不急業務封鎖知事令 (抜粋)



ORDER OF THE GOVERNOR OF THE COMMONWEALTH OF PENNSYLVANIA REGARDING THE CLOSURE OF ALL BUSINESSES THAT ARE NOT LIFE SUSTAINING

WHEREAS, the World Health Organization and the Centers for Disease Control and Prevention ("CDC") have declared a novel coronavirus ("COVID-19") a "public health emergency of international concern," and the U.S. Department of Health and Human Services ("HHS") Secretary has declared that COVID-19 creates a public health emergency; and

WHEREAS, as of March 6, 2020, I proclaimed the existence of a disaster emergency throughout the Commonwealth pursuant to 35 Pa. C.S. § 7301(e); and

WHEREAS, I am charged with the responsibility to address dangers facing the Commonwealth of Pennsylvania that result from disasters, 33 Pa. C.S. § 7301(a); and

WHEREAS, in addition to general powers, during a disaster emergency I am authorized specifically to control ingress and egress to and from a disaster area and the movement of persons within it and the occupancy of premises therein; and suspend or limit the sale, dispensing, or transportation of alcoholic beverages, firearms, and combustibles, 33 Pa. C.S. § 7301(d); and

WHEREAS, in executing the extraordinary powers outlined above, I am further authorized during a disaster emergency to issue, amend and rescind executive orders, proclamations and regulations and those directives shall have the force and effect of law, 33 Pa. C.S. § 7301(f); and

WHEREAS, in addition to my authority, my Secretary of Health has the authority to determine and employ the most efficient and practical means for the prevention and suppression of disease, 71 P.S. § 532(a), 71 P.S. 1403(a); and

WHEREAS, these means include isolation, quarantine, and any other control measure needed, 35 P.S. § 521.5.

NOW THEREFORE, pursuant to the authority vested in me and my Administration by the laws of the Commonwealth of Pennsylvania, I do hereby ORDER and PROCLAIM as follows:

Section 1: Prohibition on Operation of Businesses that are not Life Sustaining

All prior orders and guidance regarding business closures are hereby superseded.

No person or entity shall operate a place of business in the Commonwealth that is not a life sustaining business regardless of whether the business is open to members of the public. This prohibition does not apply to virtual or telework operations (e.g., work from home), so long as social distancing and other mitigation measures are followed in such operations.

Life sustaining businesses may remain open, but they must follow, at a minimum, the social distancing practices and other mitigation measures defined by the Centers for Disease Control to protect workers and patrons. A list of life sustaining businesses that may remain open is attached to and incorporated into this Order.

このペン州封鎖令により、不要不急業務に指定されたことで不利益を受けたビジネス (事業者/企業) やその従業者が、正当な補償なしで営業禁止を求めているのは憲法違反であるとして集団で訴訟を起こしました。訴訟の概要は、次のとおりです。

【図表4】 正当な補償なしのコロナ対策知事令の違憲性を問う集団訴訟

ペンシルバニア州のトム・ウォルフ知事 (民主党所属) および同州のレイチェル・レービン保健省長官は、2020年3月19日と20日に、WHO (世界保健機構) のコロナパンデミック宣言やCDC (疾病対策予防センター) の警鐘などに基づき、コロナウイルス感染拡大防止のための知事令 (公衆衛生上の緊急宣言) を出しました。知事令は、生命維持に必需でない業種の営業禁止を含む

ものです。このため、多くのビジネス（事業者／企業）やその従業員が影響を受けました。同州でハンドベルを製造する会社とレイオフされた従業員が、州知事令は、正当な補償なしに私有財産を取用することにあたり、連邦憲法修正5条および修正14条に反し、違憲であるとして、ペンシルバニア東部地区連邦地方裁判所に集団訴訟を起こしました。原告は、裁判所に対して、①被告（知事）は知事令の原告に対する適用において、正当な補償をしておらず、（適用）違憲である（as-applied constitutional challenge）と宣言すること、②被告（知事）に正当な補償をするように命じること、を求めています。ちなみに、問われた知事令は生命維持に必需でない業種の営業を禁止しているのにもかかわらず、影響を受けるペンシルバニア州内の個人や事業者に対する州からの協力金の支給や休業補償は盛られてはいません。【Schulmerich Bells, LLC v. Wolf, No. 2:20-cv-01637 (E.D. Pa. March 26, 2020) ⁶】。

◆コロナを拡散させたとの理由で中国の責任を問う集団訴訟

（辻村） それから、政府を相手に起こした集団訴訟といえば、アメリカの裁判所には、コロナウイルスを拡散させた中国の責任を問う訴訟が起こされていると聞きましたが。

（石村） トランプ政権が新型コロナウイルス（COVID-19）を「中国ウイルス」「武漢ウイルス」と揶揄しています。また、トランプ政権の支持者が、新型コロナウイルス（COVID-19）は中国の武漢ウイルス研究所から漏れ出たのではないかと、とうわさしています。加えて、「アメリカでコロナを拡散させた犯人は中国だ」として、アメリカの裁判所で中国の責任を問う訴訟が起こされています。一連の集団訴訟は、トランプ大統領の主張をサポートし際立たせる、あるいはアナウンス効果を狙っているようにもみえます。

これら中国の責任を問うこれら集団訴訟のなかには、`賞金稼ぎ`の臭いがするものもあります。（わが国でも、弁護士事務所が`賞金稼ぎ`で集団訴訟を起こしているケースが散見されますが・・・。）

【図表5】 コロナウイルス拡散で中国の責任を問う集団訴訟

これらの集団訴訟では、中国政府およびその機関に対して中国本土が発生源の新型コロナウイルス（COVID-19）により、アメリカ合衆国およびその市民や企業に被害や損害を与えたので、その責任を負うように求めるものです。

① フロリダ集団訴訟

この訴訟では、原告は中小企業者です。被告は、中国政府や各種政府機関（国家衛生健康委員会、応急管理部、民生部）、湖北省政府、武漢市政府です。訴訟は、マイアミにあるフロリダ南部地区連邦地方裁判所に起こされました。このケースでは、被告がコロナウイルスの拡散を防止するための適切な対策を取らなかったためにパンデミックを引き起こし、フロリダ州内の中小企業を含むアメリカ合衆国に多大な被害や損失を与えたとして、原告が集団で、過失責任を問い、賠償を求めたものです。【Logan Alters, *et al.* v. People's Republic of China *et al.*, No. 2:20-cv-21108-UU (S.D. Fla. March 12, 2020)

② テキサス集団訴訟

この訴訟では、原告は、保守系の市民団体「フリーダム・ウォッチ（Freedom Watch）」を主宰する弁護士を代表する集団訴訟です。被告は、中国政府、人民解放軍、武漢ウイルス研究所、それぞれの機関のトップです。訴訟は、テキサス北部地区連邦地方裁判所に起こされました。このケースでは、原告は、被告が国際条約などで禁止され、違法な新型コロナウイルスを中国・武漢にあるウイルス生物兵器施設から漏れ出たのにもかかわらずそれを放置したことから、合衆国市民を含む世界中の人たちに甚大な損害を与えたとして、集団で、過失責任を問い、2兆ドルの損害賠償を求めたものです。【Larry Klayman *et al.*, v. People's Republic of China *et al.*, No. 3:20-cv-00656-K (N.D. Tex. March 17 2020) ⁷】

③ ネバダ集団訴訟

この訴訟では、原告はネバダ州で合同会社形態のレストラン業などを営む中小企業代表5社を含む集団です。被告は、①の場合と同じく中国政府やその機関、省や市です。訴訟は、ラスベガスにあるネバダ地区連邦地方裁判所に起こされました。このケースでは、被告が、情報や証拠の隠滅をはかり、コロナウイルスの拡散を防止するための適切な対策を取らず、合衆国やネバダ州を含む世界

⁶ <https://www.ballardspahr.com/-/media/files/alerts/schulmerich-bells-v-wolf.pdf>

⁷ <https://www.freedomwatchusa.org/pdf/200317-CoronavirusFILEDComplaint177113137478.pdf>

⁸ <https://www.classaction.org/media/bella-vista-llc-v-the-peoples-republic-of-china-et-al.pdf#search=%27Bella+Vista+LLC+et+al.+v.+People%E2%80%99s+Republic+of+China+%28D.+Nev.+May+23%2C+2020%29%27>

中にコロナを拡散させ、パンデミックを引き起こした。この結果、全米の3200万にもものぼる中小企業、零細事業者がビジネスを縮小、閉鎖を余儀なくされたことから、多大な被害や損失を与えたとして、原告が集団で、過失責任を問ひ、賠償を求めたものです。【Bella Vista LLC et al. v. People's Republic of China et al., No. 2:20-cv-00574 (D. Nev. March 23, 2020) ⁸】。

④カリフォルニア集団訴訟

この訴訟では、原告は監査法人を含む中小企業者です。被告は、①の場合と同じく中国政府やその機関、省や市に加え、人民解放軍と武漢ウイルス研究所です。訴訟は、ロスアンゼルスにあるカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に起こされました。このケースでは、被告がコロナウイルスの拡散を防止するための適切な対策を取らなかったためにパンデミックを引き起こし、カリフォルニア州内の中小企業を含むアメリカ合衆国に多大な被害や損失を与えたとして、原告が集団で、過失責任を問ひ、賠償を求めたものです。【Borque CPA's and Advisors, Inc., et al. v. People's Republic of China et al., No. 8:20-cv-00597 (C.D. Cal. March 25, 2020)】

⑤フロリダ集団訴訟

この訴訟では、原告は合衆国やフロリダ州の看護師、医師、救急救命士などの医療従事者です。被告は、中国共産党と中国政府です。訴訟は、①のケースと同様に、マイアミにあるフロリダ南部地区連邦地方裁判所に起こされました。このケースでは、被告が、中国国内にある合衆国法人所有の会社を含む国内工場にある人用感染防護装備 (PPE=personal protective equipment) の出荷や合衆国への輸出を禁止し、買占め、備蓄に回しているために合衆国民やフロリダ州民に与えた損害、および、しかも今もなお与え続けていることで生じる損害を賠償するように求めて集団で訴訟を起こしたものです。【Moriah Aharon, et al., v. Chinese Communist Party et al., No. 9:20-cv-80604-XXXX (S.D. Fla. April 7, 2020) ⁹】

これら一連の中国の国家責任を問う訴訟で勝つのは、かなり難しいわけです。なぜならば、連邦には外国主権国家免責法 (FSIA=Foreign Sovereign Immunities Act) という高いハードルがあるからです。FSIAにより、被告となった

外国政府やその機関は、アメリカの裁判管轄に服することを免責される可能性があります。また、応訴しない可能性があります。

仮に、原告がこのハードルを突破でき、勝訴し金銭賠償を得たとします。この場合、原告側の弁護人によると、アメリカ国内にある中国政府の財産を強制的に処分して賠償額に充てるとしていません¹⁰。

◆ コロナ関連訴訟が必要となる理由

(辻村) アメリカでも、個人や企業に対し、政府／行政が、コロナウイルス対策で協力／犠牲を求めていると思います。この場合、わが国と同様に、さまざまな支援策を講じていると思います。私も日本人の目から見ると、コロナウイルスが猛威をふるい、皆が戦っている緊急時に裁判を起こすにはどうか、と思うのですが？

(石村) アメリカは「訴訟社会」といわれます。もちろん、こうした社会でも、皆が一丸となって戦っている緊急時に訴訟を起こすとは何事だ、不謹慎、という声もあります。

緊急事態宣言、外出禁止令、生活に必需でない業種の営業禁止 (mandatory nonessential business bans) などの発令で不利益を受ける個人や中小企業が多いわけです。連邦や州は納税猶予や家賃の補助などの施策も講じています。また、個人に給付金を支給しています。例えば、連邦政府は、3月に、対症療法として、総額2兆ドル (215兆円)、成人1人あたり最大1,200ドルの給付金を支給する経済対策法を成立させています。

ただ、こうした対症療法は、都市封鎖／ロックダウンで不利益を被った個人や企業に対し「補償 (compensation)」という考え方に基づくものではありません。これは、ハリケーン (台風) やトルネード (竜巻)、地震や津波などで生じた損害でも「異常に巨大な天災地変 (a grave natural disaster of an exceptional character)」でない限りは、政府／行政が法的補償義務を負わないとする原則に通じる場合があります。もちろん、そもそもパンデミックが天災なのか、人災なのか

⁹ <https://www.law360.com/articles/1262297>

¹⁰ See, R. Boone, et al., "Chinese Government Sued in Multiple Class Actions by U.S.," (April 1, 2020) . <https://www.bclplaw.com/en-US/thought-leadership/chinese-government-sued-in-multiple-class-actions-by-us-citizens-and-businesses.html>

は、議論のあるところですが・・・。

アメリカは、国民皆健康保険もなく、市場原理が徹底している国だといわれます。しかし、他の先進諸国と比べ、コロナウイルス対策で、とくに無策なわけではありません。ただ、アメリカの市民の公衆衛生意識、公的医療保険制度や医者にかかる度合 (availability) など織り込んで考える必要があります。今回のコロナでの死者数が、ベトナム戦争での犠牲者数を上回るというのが、この国の現実です。

パンデミックに限らず、国家緊急時に追い詰められる層があります。病気や障害や高齢で働けない社会的、経済的に弱い人たち、あるいはギグワーカーなど「働いても貧しい人たち (the working Poor)」です。州や地方政府は、職や住まいを追い出されホームレスになりかけた人たち向けの収容施設を懸命に設置します。さまざまなボランティア団体が、無償の食料配付システムをフル稼働させています。レイオフ (一時解雇) された人々への失業給付制度もフル稼働です。アメリカの労働人口は、1億6,300万人で、コロナウイルスの影響で、5月末現在、全米で4人に1人、4,000万人が失業保険申請をしている状況です。

いずれにしろ、いかの精巧なユニバーサル (普遍的) 救済策を講じても、そこからこぼれるケース、あるいはまったく対象の枠外となるケースが出てくるわけです。そうしたケースでは、不利益を受けたと思う個人や企業などが望めば、司法 (訴訟/裁判) に救いを求めることになるわけです。

言い方を換えれば、政府が手厚い財政措置や支援措置を講じている分野では、コロナウイルス関連訴訟は少ないといえます。例えば、コロナウイルス感染者の治療にあたる病院その他医療産業がその一例です。連邦政府は、コロナ感染拡大に伴う国難に立ち向かうために、一連のコロナ対策立法 (COVID-19 legislation) を制定し、①連邦・州・地方団体の公衆衛生機関への財政支援、②病院その他の保健医療機関 (hospitals and other health care entities) や医療従事者への支援を【図表6】のとおり強化しました。

(辻村) 少しでもミスをしてコロナウイルス感染拡大を引き起こせば訴えられる。これでは、仕事にならない分野や業種があると思います。責任を追及するのではなく、そうした分野や仕事に対する責任を免除 (免責) する法律などはないのですか？

(石村) 高齢者ホームやデイサービスのようない

【図表6】 コロナ感染者の治療にあたる病院/医療機関支援立法

| |
|--|
| <p>①【第1弾 (Phase 1)】 コロナウイルス対策補正予算法 (CPRSAA= Coronavirus Preparedness and Response Supplemental Appropriation Act of 2000) 2020年3月6日に成立：コロナウイルス感染防止のための緊急事態に対応するための補正予算措置を講じるもの。病院/医療機関関連では、①ワクチンなどの研究・開発費用 [30億ドル (3,000億円) 以上]、②連邦・州・地方団体の公衆衛生機関への財政支援 [22億ドル (2,200億円) など]</p> |
| <p>②【第2弾 (Phase 2)】 家族ファースト・コロナウイルス支援法 (FFCRA =Family First Coronavirus Relief Act) 2020年3月18日に成立：個人に対するコロナウイルス対策支援が核。病院/医療機関関連では、①新型コロナウイルスの検査無償化、②従業者がコロナウイルスの影響で休暇を取得せざるを得ない場合の雇用保証 [適格疾病有体休暇 (qualified sick leave wages)] 措置など</p> |
| <p>③【第3弾 (Phase 3)】 コロナウイルス支援・救済・経済安定化法 (CARES Act = Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act) 2020年3月27日に成立：コロナウイルスと戦う病院その他保健医療機関への財政支援 [2,500億ドル (25兆円)] など</p> |
| <p>④【第4弾 (Phase 4)】 給与支払助成プログラム・保健医療態勢整備法 (PPPHCEA=Paycheck Protection Program and Health Care Enhancement Act) 2020年4月23日に成立：保健医療態勢整備への財政支出 [1,000億ドル (11兆円)]</p> |

護福祉施設などは、コロナウイルス感染のホットスポットになりやすいわけです。在宅看護の手助けなども同じです。施設介護や在宅看護は、「人と人とのふれあい」が基本だからです。事実、全米各地の施設でコロナウイルス集団感染が報告されています。これらの施設の事業者団体や在宅看護を支援者グループは、州政府に対してコロナウイルス感染訴訟免責法制を求めています。集団訴訟で厳しく過失責任を追及されるようであれば、働き手の確保がますます難しくなるからです。しまいには、ビジネスモデル自体が成り立たなくなってしまう。そうすると、サービスの受け手である高齢者や身体的な弱者が最も犠牲になる

おそれがあるからです¹¹。

ちなみに、1960 から 70 年代に、アメリカでは、医療過誤訴訟が行き過ぎ、医療過誤保険料が高騰し、社会問題になりました。とくに産婦人科のようなりスクの高い分野では、州内に医者がいなくなり、医療難民が発生するところも出てきました。そこで、法律で賠償額に上限を設ける (damage award limits or caps) 州もあります。現在。全米 35 州で賠償額に何らかの法的制限を設けています¹²。

(辻村) 今回の新型コロナウイルスパンデミックでは、具体的な対策は取られていないのでしょうか？

(石村) 【図表 6】③【第 3 弾 (Phase 3)】をみてください。連邦議会では、2020 年 3 月 27 日に、コロナウイルス支援・救済・経済安定化法 (CARES Act=Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act) が成立しました¹³。

ケアーズ法では、新型コロナウイルスの緊急事態発令の期間中に、ボランティアとして保健医療業務に参加する保健医療専門職に対する免責規定を設けました (3215 条)。

これら専門職の人たちが、緊急事態発令の期間中にボランティアとして保健医療業務の参加し、免許された業務に関し作為、不作為でミスを起こしたとします。この場合、原則として、連邦法や州法のもとで負う職業賠償責任を免除されます。ただし、故意や悪意の場合は免責されません。また、飲酒や禁止薬物が原因で起こしたミスについても免責されません。

◆どんな分野でどのような訴訟が起こされているのか？

(辻村) さまざまな分野で、コロナウイルス関連の集団訴訟 (クラスアクション) が起こされていると思います。アバウトでよいので、分野別にわかりやすくまとめて説明してください。

(石村) 話して欲しい分野をあげてください。

◆大学授業のオンライン化に伴う授業料など納入金の返還請求

(辻村) わが国では、コロナウイルス感染拡大防止を目的に、ほとんどの大学がキャンパスを閉鎖し、リアル授業からオンライン授業に移行しています。アメリカでも同じような状況のようです。アメリカの大学の授業料は、高額です。学生ローンで学ぶ学生も多いと聞きます。「訴訟社会」アメリカでは、学生が、払い込んだ授業料の返還を大学側に求める訴訟を起こしているのではないのでしょうか？

(石村) わが国の大学も、コロナウイルス感染拡大防止策を実施しています。これに伴い、リアルキャンパスの閉鎖 (campus lock-down closure)、リアル授業 (live in-person classes) からインターネットを通じたオンライン授業 (on-line classes) / 遠隔授業 (リモート講義) / 在宅授業 / 通信教育 (以下、原則として「オンライン授業」、「遠隔授業 (リモート講義)」といいます。) への切り替え / 移行、キャンパス内学生寮からの学生の立ち退きなどを進めています。

アメリカでは、これら措置は、入学時条件に違反し、契約不履行、不当利得にあたるとして、学生は大学側に授業料や寮費などの払込金の返還を求める声が大きくなってきています。しかし、大学は、経営上の理由から、安易に学生からの返還請求には応じていません。事情変更の理由をていねいに説明し、生活に窮する学生の支援を強化することなどで、鎮静化に懸命です。

ところが、学生には、こうした大学側の姿勢は、「教職員フォースト、学生ラスト」のように映るようです。緊急時にもかかわらず、共に助け合おうとしているようには見えないわけです。

コロナパンデミックは、否応なしにオンライン教育を推進します。その一方で、超高額な授業料で提供されてきたビジネススクールやロースクールなどは、ウイルスワーズ (ウイルス戦争) に超脆弱なのが分かったのです。リアルな専門職大学院教育の抜

¹¹ See, News, "Nursing Home Industry Group Requests Immunity From Legal Action During COVID-19 Pandemic," <https://miami.cbslocal.com/2020/04/15/nursing-home-industry-group-requests-immunity-legal-action-during-covid-19-pandemic/>

¹² <https://www.ncsl.org/research/financial-services-and-commerce/medical-liability-medical-malpractice-laws.aspx>

¹³ Kavya Sekar et al., "Coronavirus Preparedness and Response Supplemental Appropriation Act, 2020 (P.L. 116-123) : First Coronavirus Supplemental," CSR Report (March 25, 2020) .

本的な見直しは、避けられないようです¹⁴。

いずれにしろ、アメリカをはじめとした世界中の大学で、多くの学生が、オンライン授業では、期待した水準の教育が受けられないと感じ、納得していないのが実情です。アメリカでは、学生から大学に対する授業料や寮費のような払込金の返還を求めた集団訴訟が、各地で急増しています。いくつかケースを紹介しておきます。

【図表 7】 大学キャンパス閉鎖、オンライン授業への転換に伴いアメリカで相次ぐ納入金の返還請求訴訟を追う

| |
|---|
| <p>①パデュー大学での集団訴訟</p> <p>原告は、インディアナ州にある公立の名門パデュー大学の学生です。2020年度の春学期は、1月13日から始まったが、大学当局は、コロナ対策を理由に、3月からインターネットを通じたオンライン授業（on-line instruction）に切り替えました。その上で、大学寮に住む学生に退寮を要請しました。原告は、リアル授業（live in-person instruction）の停止、キャンパス利用やサービスの停止、キャンパス内の寮からの立ち退きなどを理由に、納付した納入金の一部の返還を求めました。しかし、大学当局（被告）は、その請求に応じませんでした。そこで、原告は、インディアナ北部地区連邦地方裁判所に、契約不履行、不当利得の返還を求め集団訴訟を起こしました【Zachary Church v. Purdue University and Trustees, No. 20-cv-00025 (N.D. Ind. (April 9, 2020) ¹⁵】。</p> |
| <p>②マイアミ大学での集団訴訟</p> <p>前記①と同じような理由で、私立マイアミ大学の学生が、サウスカロライナ地区連邦地方裁判所に、契約不履行、不当利得の返還を求め集団訴訟を起こしています【Dixon v. University of Miami, No. 20-cv-1348 (D.S.C. April 8, 2020)】。</p> |
| <p>③アリゾナ大学機構での集団訴訟</p> <p>前記①と同じような理由で、アリゾナ州の複数の州立大学を管理・運営する理事会（Arizona Board of Regents）を相手に、これら州立大学の通う学生約10万人が、アリゾナ地区連邦地方裁判所に、契約不履行、不当利得の返還を求め集団訴訟を起こしています【Rosenkrantz v. Arizona Board of Regents, No. 20-cv-00613 (D. Az. March 27, 2020) ¹⁶】。</p> |

コロナウイルス感染が拡大するなか、わが国でもインターネットを通じたオンライン授業／遠隔授業（リモート講義）が推奨されています。文科省も旗振り役を演じています¹⁷。これに伴い、わが国のリアル大学では、これまでのリアルの講義／授業に代えて、遠隔授業（リモート講義）で埋め合わせしようという動きが強まっています。

わが国の私大の多くは、インバウンド／留学生歓迎＋リアル・ハコモノ投資優先のキャンパスのディズニールランド／レジャーランド化で事業拡大を目指しました。インバウンド／留学生歓迎は、文科省が描いた青写真に基づいたものです。こうした大学ビジネスモデルは、リアルでの人同士の密接な接触を基本としています。しかし、コロナウイルス拡散防止で、人同士の距離を保つソーシャルディスタンス（social distancing／社会的距離）が叫ばれ、国境も閉鎖されるなか、ビジネスモデル自体が崩壊の危機に瀕しています。

コロナウイルス終息の目途が立たないなか、現在、わが国では、どの大学でも、インターネットを通じたオンライン授業／遠隔授業（リモート講義）への転換に必死です。ひとくちにオンライン授業／遠隔授業（リモート講義）といっても、次のように、さまざまな方式があります。

【図表 8】 遠隔授業（リモート講義）とは何か

| |
|--|
| <p>④資料・課題配付タイプ</p> <p>①通信教育型【データ資料ファイル】《大学のHPなどを利用》</p> <p>②ラジオ講座型【データ資料ファイル＋音声データファイル】《大学のHPなどを利用》</p> |
| <p>⑤動画配信タイプ</p> <p>③ビデオ講座型【動画データファイル】《Dropbox、Googleドライブなど》</p> <p>④紙芝居型【ナレーション入りPポフォイル】《You Cube、Dropbox、Googleドライブなど》</p> |
| <p>⑥同時双方向タイプ</p> <p>⑤オンライン中継型【ライブ動画（レクチャー型）】《Zoom、Webex、You Cubeなど》</p> <p>⑥オンライン会議型【ライブ動画（参加型）】《Zoom、Webex、Skypeなど》</p> |

¹⁴ 邦文での紹介として、記事「GLOBAL EYE：MBA、高額な授業料の真価」日本経済新聞 2020年4月19日朝刊参照。

¹⁵ <https://www.bloomberglaw.com/public/desktop/document/CHURCHvPURDUEUNIVERSITYandtheBOARDOFTRUSTEESOFPURDUEUNIVERSITYDoc?1587170527>

¹⁶ <https://news.yahoo.com/dicello-levitt-arizona-board-regents-155200640.html>

¹⁷ 記事「文科省、大学の遠隔講義支援」日本経済新聞 2020年4月6日朝刊参照。

文系では、かなりの比率の学生が、スマートフォン（スマホ）だけで、パソコン（PC）やプリンターを持っていない、あるいは学生の住居に大容量 Wi-Fi が設置されていない実情にあります。また、100 人を超える大教室での授業も少なくありません。こうした実情を考慮して、多くの大学では、教員に①通信教育型、あるいは②ラジオ講座型での遠隔授業（リモート講義）の選択を推奨しています。Zoom や Skype のような配信ツール（アプリやソフト）を用いた③オンライン会議型の遠隔授業は、少人数のゼミナール（演習）や大学院の授業などに限られています。

いずれにしても、こうしたリアル授業からリモート授業（遠隔授業）への突然の軌道修正に、消費者／カスタマーである学生は大きな戸惑いを感じています。「リアル大学に入学したはずなのに、いつの間にか通信教育大学に変身している。自宅学習を強いられ、図書館も使えない。いかに緊急時といえども、入学時条件とあまりにも違い過ぎるのでは？」と、大きな疑問符がついているわけです。

にわか仕込みで QC（品質管理）の劣悪なデータ資料ファイル通信型の名ばかりオンライン教育が、コロナ拡散と歩調を合わせるように列島に流行り出しています。実質自習を基本とした通信教育では、期待した水準の教育は受けられないのは明らかです。当然、学生が集団で、契約不履行、不当利得の返還請求の訴訟を起こすことが考えられます。

とりわけ、多くの私大の経営陣は、ウイルスワーズ（ウイルス戦争）への日頃の備えもなく巨大な「ハコモノ投資」に傾斜してきました。これまでの経営姿勢を猛反省する必要があります。現在閉鎖されているキャンパスのハコモノの保守、維持管理にも莫大なコスト（固定費）がかかるわけです。そのコストを学生やその保護者などに一方的に転嫁するのは問題です。事情を丁寧に説明し、経営戦略の失態を詫言する必要があります。ケースによっては、誠意をもって授業料などの納入金の返還にも柔軟に応じる必要があるようです。

文系では、スマートフォン（スマホ）だけで、パソコン（PC）やプリンターを持っていない学生が多いわけです。返金に代えて、学生への PC の無償配付、学生住居への大容量 Wi-Fi の設置と通信料の大学肩代わりなどで、目に見える形でのバーチャル支援をするのも一案です。学生間の「デジタルデバインド（情報技術格差）」解消は急を要

します。また、教員は大学経営陣の形ばかりのオンライン教育を無批判に受け入れると、`コロナウイルス戦争責任、を問われるかも知れません。

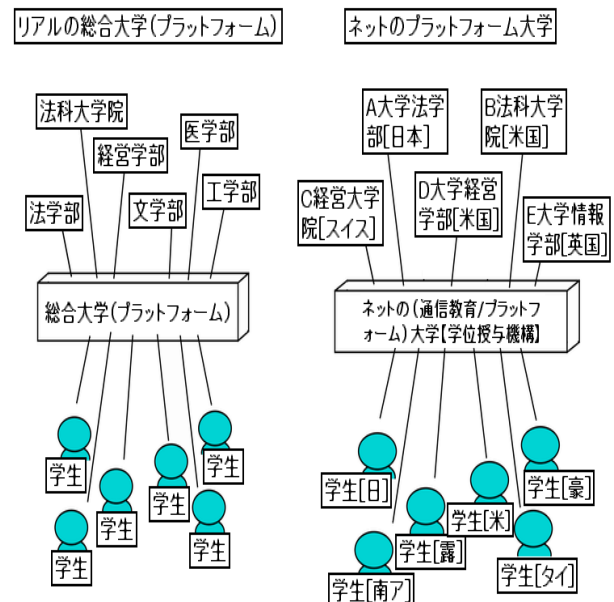
大学や現場の教員への責任を問う「訴訟リスク」も織り込んだオンライン教育／遠隔授業（リモート講義）への転換方針、コロナ対応授業プログラム策定が求められています。教員は「学生ファースト」の旗印を鮮明にし、`コロナ戦争に学生動員はしない、`期待される水準の教育は確保する、ための正義（justice）の行動が求められています。

◆新常态と新大学ビジネスモデル

（辻村） コロナウイルス禍を機に、対面接触を基本として教育サービスをしてきたわが国の大学とか教育機関は、大きな変革を迫られております。これまでの実キャンパス（ハコモノ）から飛び出て、プラットフォームモデルのオンライン大学／ネット大学に転換して行かざるを得ないと思えます。ネット上に開設されるプラットフォーム大学とは、どのようなイメージなのでしょう？

（石村） リアル大学とデジタル（ネット）プラットフォーム大学とを比較してイメージすると、次のようになります。

●リアル（ハコモノ）大学とプラットフォーム型のネット大学との対比



ネット空間（オンライン空間／サイバー空間ともいいます。）に開設されたネット大学の所在地は、世界中、どこでも可能です。インターネットとパソコン（PC）や移動端末（スマホやタブレット）で結ばれるネット空間には、国境がありません。

んから。拠点は、いわゆるタックスヘイブンに置くことも可能です。英語を共通言語として、世界中から学生を募集し、ネット配信で授業や試験を実施することも可能です。ですから、現実空間（実キャンパス）に巨大なハコモノ（校舎）を建てて立派さを誇っているリアルな遊園地大学は、コロナ禍で、今まさにその存在意義が問われているわけです。学部によると思いますが、医学部や工学部とか理系で実験施設が必要な学部は、リアル（実キャンパス）で残るでしょう。

しかし、法学部とか経営学部とか、文学部とか、データ化／情報化、オンライン教育／講義が可能な学部は、リアルに残れるかどうかは、「神のみぞ知る」といえます。データ化ができ、データ配信で勝負するプラットフォームモデルのネット大学は、いわば「学位授与機構」のような存在になるかも知れません。いずれにしろ、文系の学部を擁する大学で、巨大な校舎（キャンパス）を建てて、巨額の固定費を使ってきたところは、軌道修正が迫られています。これまでの大学ビジネスモデルのディスラプション（disruption）／破壊的創造が不可避です。パンデミックは接触感染で広がります。危機管理や固定費削減などの観点からも、対面が基本で接触感染に脆弱なリアルなプラットフォームであるハコモノを縮小し、ネットのデジタルプラットフォームで教育サービスを提供するようになるのではないでしょう。交通混雑の解消、インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミック（感染爆発）などから学生や教職員を護るためにも、デジタルプラットフォームモデルのネット大学は、主流になるかも知れませんね。

インバウンド／留学生をリアル（実）キャンパスにかき集めて地域言語である日本語で教育している大学なども、これまでのビジネスモデルが音をたてて崩れるのではないのでしょうか？義務教育とは違い、大学の授業は必ずしも接触を密にして一同に会してやる必要はないわけです。少子化、AI（人工知能）の発達なども加わり、リアル（実キャンパス）大学は、教育内容のデータ化が可能かどうかを基準にネット大学ともすみわけが進むかも知れません。

◆オンライン授業で問われるサイバーセキュリティ

（辻村） コロナウイルス対策で、人と人との接触を減らすためにテレワーク／リモートワーク／在宅勤務、オンライン教育／遠隔授業（リモート講義）が広がっています。一方で、配信ツールの1つである会議アプリ「ズーム（Zoom）」のサイバーセキュリティ上の安全性が大きな問題になっています。アメリカでは裁判になっているようですが？

（石村） コロナウイルス感染が拡大するなか、職場ではテレワーク、大学ではオンライン教育が推奨されています。これに伴い、これまでのリアル授業（リアル講義）に代えて、インターネットを通じたオンライン会議型の遠隔労働（ホームオフィス・ワーク）、遠隔授業（リモート講義）が行われてきています。配信ツールには、マイクロソフト社の「スカイプ・フォー・ビジネス（Skype for Business）」やズーム・ビデオ・コミュニケーションズ社（Zoom Video Communications, Inc., 以下「ズーム社」）などの会議ソフトやアプリが広く使われています。とりわけズーム社の配信ツールは無償ということで、ユーザーの拡大が著しいようです。世界で3億人が使っているとのこと。ところが、ズーム社のビデオ会議配信ツールのデータ・セキュリティ（安全）の脆弱性が大きな問題となっています¹⁸。わが国でも、独立行政法人・情報処理推進機構（IPA）が、警鐘を鳴らしています。訴訟社会のアメリカでは、ユーザーがズーム社（IT企業）を相手に集団訴訟（クラスアクション）を起こしています。

【図表9】ウェブ会議通信ツール「Zoom」の安全性を問う集団訴訟

ズーム社のビデオ会議アプリについては、世界中で、ウェブ会議への第三者の侵入や盗み見、大量の個人情報漏洩が問題になりました。ズーム社の本拠地アメリカでは、ズーム社の配信ツールのユーザーが、サンフランシスコにあるカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所にクラスアクションを起こしています。この訴訟では、ズーム社が、データ・セキュリティが脆弱な配信ツールを頒布し、情報主体（本人）の同意なしでの個人情報収集によるプライバシーを侵害し、フェイスブックをは

¹⁸ 記事「サイバー攻撃、在宅勤務を標的～ズームのビデオ会議、侵入多発」日本経済新聞 2020年4月19日参照。

¹⁹ 訴状について詳しくは、<https://www.insurancejournal.com/app/uploads/2020/03/1-main.pdf>

はじめとした第三者へのユーザーの同意を得ない個人情報提供しているとし、不法行為や不当利得などの面から同社の責任を問うものです【Cullen v. Zoom Video Communications, Inc., No. 20-cv-02155 (N.D. Cal. Mar. 30, 2020) ¹⁹】

一般に、テレワーク、オンライン授業は、企業の総務・人事部、大学の事務局で進められています。しかし、使用する配信ツール(アプリやソフト)についてのデータ・セキュリティ(安全性)の確認、個人情報の保護に対する認識が甘いのが実情です。従業者や教員サイドから、データ・セキュリティは大丈夫なのかを問い続ける必要があります。データ漏洩などが大規模になることが心配されます。そうすると、配信ツール(ソフトやアプリ)を提供するIT企業だけでなく、配信ツールを採用したユーザーである企業や従業者、大学や教員の責任を問われる可能性もあります。

◆イベント中止に伴う返金請求

(辻村) わが国では、緊急事態宣言に伴い、人との接触が多いリアルな業種や施設などに自粛要請が求められました。これに伴い、スポーツ競技、演芸、コンサートなど各種イベントが中止になっています。こうしたイベント中止に伴う集団訴訟(クラスアクション)が多発しているのでしょうか？

(石村) この種の集団訴訟は多いですね。オンラインでイベントチケット(スポーツ競技/ショー/コンサートを販売する世界最大の会社が、コロナ封じの影響を受け中止されたイベントチケットの払戻しをめぐり消費者から訴えられました。

【図表 10】 イベント中止に伴うチケットの払戻しを求め る集団訴訟

アメリカのスタップハブ社(StubHub Inc.)は、世界最大の各種イベントのチケットのオンライン販売会社です。同社は、コロナウイルス拡散防止のための緊急事態宣言に伴い中止となったイベントの前売りチケットの購入者への返金をしない方針を取りました。これに異論のある前売りチケット購入者(消費者)は集団で、ウイスコンシン西

部地区連邦地方裁判所に訴訟を起こしました。理由は、スタップハブ社(被告)は、イベント中止になったにもかかわらず、消費者(原告)に返金をせず不当利得を得ており、返還をすべきであるとするものです【McMillan v. StubHub, No. 20-cv-00319 (W.D. Wis. April 2, 2020) ²⁰】。

◆航空便キャンセルに伴う払戻し請求

(辻村) 航空便のキャンセルに伴う払戻しなどの訴訟も各地で多発しているのでしょうか？

(石村) 多くの航空会社は、コロナウイルス拡散にストップをかけるための国境閉鎖、減便などで大きなダメージを受けています。収入がなく現金が底をついていて、航空便キャンセルに伴う搭乗予定客(消費者)への払戻しが遅れています。キャンセルされた便に搭乗予定であった消費者が集団で、航空会社を相手に訴訟を起こしています。

【図表 11】 航空便キャンセルに伴う払戻し請求

原告は、ユナイテッド航空(被告)の国際線のチケットを購入しました。しかし、コロナウイルス拡散にストップをかけるための連邦政府の国境閉鎖により搭乗予定の便がキャンセルされました。これにより、原告は損害を受けたので、被告は速やかに払戻しに応じるように求め集団訴訟を起こしました。オハイオ州に住む原告は、オハイオ北部地区連邦地方裁判所に提訴しています【Utley v. United Airlines Holdings, Inc., No. 1:20-cv-00756 (N.D. Ohio April 7, 2020) ²¹】。イリノイ州に住む原告は、イリノイ北部地区連邦地方裁判所に提訴しています【Rudolph v. United Airlines Holdings, Inc., No. 20-cv-02142 (N.D. Ill. April 6, 2020) ²²】。

◆スポーツクラブ休業に伴う返金請求

(辻村) スポーツクラブ、ジムなどは「3密」を避けるために、不要不急業務として営業禁止を求められていると思います。会費、利用料の返還などで訴訟が多発しているのでしょうか？

(石村) わが国でも、コロナウイルス拡散を防ぐためスポーツクラブが休業しています。アメリカでも、多くに州が、外出禁止令、生活不可欠業務

²⁰ <https://blog.counselfinancial.com/stubhub-refund-policy>

²¹ <https://www.classactioncountermeasures.com/wp-content/uploads/sites/291/2020/04/Utley-et-al-v.-United-Airlines-Holdings-Inc.-et-al.pdf>

²² <https://dockets.justia.com/browse/state-illinois/court-ilndce/noscat-4>

以外は、不要不急業務としての営業禁止をしています。これに伴い、スポーツクラブやジムが休業／事業閉鎖をしています。こうした休業／事業閉鎖により、事業者や消費者は不利益を被ります。スポーツクラブやジムの利用者が、休業／期間閉鎖に伴うその期間の会費、利用料の返金を求めました。しかし、資金繰りに奔走、逼迫しているため、事業者は即時の返金要求に応じるのを渋っているわけです。利用者は、即時の返金を求めて各地で集団訴訟を起こしています。

【図表 12】 スポーツクラブ休業に伴う返金請求

- ①原告は、ニューヨークスポーツクラブ（被告）の会員です。ニューヨーク州は、コロナウイルス拡散にストップをかけるために外出禁止令を発出しました。これに伴い、被告は、クラブを休業／閉鎖しました。原告は、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に、被告が休業／閉鎖期間の利用料を速やかに返金するように求める集団訴訟を起こしました【Namorato v. New York Sports Clubs, No. 20-cv-02580 (S.D.N.Y. March 26, 2020) ²³】。
- ②原告は、カルフォルニア州ロスアンゼルスにあるフィットネスクラブ（被告）の会員です。ギャビン・カルフォルニア州知事は、20年3月4日に、コロナウイルス拡散にストップをかけるために緊急事態を宣言しました。これに伴い、被告は、クラブを休業／閉鎖しました。しかし、不可抗力による休業であるとし、3月の残りの利用料を返還しませんでした。そこで、原告は、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に、被告が休業／閉鎖後の3月の残りの期間の利用料を速やかに返金するように求める集団訴訟を起こしました【Labib v. 24 Hour Fitness USA, No. 3:20-cv-02134 (N.D. Cal. Merch 27, 2020)】。

◆コロナ感染拡大と労働者による集団訴訟

(辻村) コロナウイルス感染拡大で、解雇や就業条件の変更などで、労働者が権利救済を求めて裁判所に集団で駆け込んでいるのではないのでしょうか。

(石村) コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの州では、知事が緊急事態宣言、都市封鎖令などを発布しました。こうした知事令で、不要不急業務は営業禁止となり、企業経営も非常事態となりました。そこで働く人たちは大きな影響を受け

ています。コロナ封じ関連で雇用主が行った解雇や雇止め、一時解雇 (layoff) などで権利を侵害された労働者が集団で、裁判所に救済を求めたケースは、数えられないくらいあります。労働関係の裁判は、連邦を相手にする場合などを除き、各州の裁判所に起こすことになっています。

【図表 13】 コロナウイルス感染拡大と労働者による集団訴訟ケース

- ①知事令で不要不急業務の営業が禁止されました。この知事令を受けて休業／一時閉店した美容室で働く美容師が集団で、雇用主に閉店期間中の給与支払を求め裁判所に訴えています【Olson v. Hair Cuttery, No. 1:20-cv-03760 (D.N.J. April 7, 2020)】。
- ②コロナウイルス感染拡大で、クルーズ船の航行がキャンセルになりました。続いて、クルーズ船で働く芸人が解雇されました。芸人達は集団で船会社を訴え、雇用契約に基づいて賃金の支払を求めています【Burr v. Carnival Corp., No. 20-CA-002640 (Fla. Cir. Ct. March 19, 2020)】。

◆「過保護国家」反対！ でも「訴訟社会」イイネ！

(辻村) アメリカは、「福祉や政府支援に頼らない」、「自力更生」しようという考え強い国民性の国と聞きます。一方で、アメリカは「訴訟社会」です。パンデミック封じで不利益を受けた市民は、国の存亡がかかっている緊急時でも、裁判に訴えて損失補償を求めるという考え方が根付いているのでしょうか？

(石村) すでにふれましたが、アメリカにおけるパンデミック対策では、終始ロジスティクス (logistics / 物流管理) の思考が重視されます。政府／行政や議会が取る主要なパンデミック対策は、「都市封鎖」、「財政 (金融) 支援」と「出口戦略」からなります。アメリカのコロナウイルス対策は州により異なります。しかし全体的に見れば、都市封鎖のような比較的強い対策を実施しています。にもかかわらず、アメリカの市民や企業は、政府／行政に対して長期の公的給付金その他の施しを求めるよりは、むしろ、「出口戦略」、「都市封鎖解除」を急ぐように求める傾向が強くなります。つまり、政治の出番、への期待が強いです。ただ、出口戦略では、どちらかとい

²³ <https://blogs.thomsonreuters.com/answeron/lawsuits-target-fitness-centers-continuing-to-bill-during-covid-19-pandemic/>

うと、④「命と健康」よりも「ビジネス／生業」を優先させようとする共和党系の主張と、⑤「ビジネス／生業」よりも「命と健康」を優先させようとする民主党系の主張がぶつかります。

【図表 14】 諸州の新型コロナウイルス対応策の特質

④ 「命と健康」よりも「ビジネス／生業」を優先させる対応策

エイザ・ハッチンソン (Asa Hutchinson) アーカンソー州知事をはじめとした共和党所属の首長が広く選択している。「都市封鎖 (lock-down closure)」のような厳格な規制を実施しない。外出自粛や人同士の距離を保つソーシャルディスタンス (social distancing / 社会的距離)、在宅退避 (shelter-at-home) の要請などソフトな対応策をとる。スウェーデンでは、集団免疫で新型コロナウイルスと戦うとする政策を取ることから、「スウェーデン方式」とも呼ばれる。この対応策の背景には、「命や健康」とともにビジネス (企業／生業／事業者) やその働く人たちの雇用を護ろうとする考えが色濃く反映している。ただ、こうした対応策は、この国 (アメリカ) の市民の公衆衛生意識、公的医療保険制度や医者にかかる度合 (availability) なども織り込んで、慎重に選択される必要がある。

⑤ 「ビジネス／生業」よりも「命と健康」を優先させる対応策

アンドリュー・クオモ (Andrew M. Cuomo) ニューヨーク州知事やギャビン・ニューソン (Gavin Newsom) カルフォルニア州知事をはじめとした民主党所属の首長が広く選択している。こうした政策を選択する州においては、知事命や行政規制で、災害緊急事態宣言 (disaster emergency proclamation) を出し、都市封鎖令 (lock-down closure order) を実施することになる。とりわけ、都市封鎖では、住民の外出禁止 (stay-at-home) や不要不急業務 (non-essential businesses) の営業禁止、ライフインフラ／ライフラインとなる生活不可欠業務 (essential businesses) の営業継続が求められる²⁴。

その背景には、「ナニーステート (nanny state)」、いわゆる「過保護国家」、つまり、自由や権利を縛ることになる「公的施しを嫌う」国民性にもあるのではないかと思います。この辺は、わが国や

ヨーロッパ諸国などとは国民性が違うように感じます。その一方で、個人も企業も、「訴訟社会」のバトルで戦う精神は旺盛です。政府のコロナ対策で不利益を被ったとします。この場合には、訴訟手続、裁判ルートを通じて補償を求めることに躊躇しないのです。

今回の新型コロナウイルス対策で、仮に都市封鎖と給付金 (個人や企業) をリンクさせた大掛かりな措置をとったとしたらどうでしょうか。コロナウイルスは、洪水や地震のような一過性の災害とは違うわけです。その正体も収束の目途もはっきりと見えてこないわけです。いつまでその措置を続けたらよいのかも不透明です。「出口戦略」を明らかにしないまま、こうした措置を続けるのは至難です。アメリカ流の自由と競争を重んじる資本主義、市場原理が壊れてしまうことへの不安もあるわけです。アメリカは、ロジスティクス (logistics / 物流管理) の考え方がしっかりした国です。国家緊急時には、サプライチェーン、物流を確保することは極めて重要なことを熟知しています。今回の新型コロナウイルス禍でも、不要不急業務 (エッセンシャルビジネス) のゴーイングコンサーン (事業継続) を支えるための巨額の財政出動をしています。

ただ、政府、さらには中央銀行が、国家非常時に、対価を取らずに、あたかも大量の紙幣／現金をばら撒く (いわゆる「ヘリコプターマネー」) 政策は、何回も繰り返せば、ハイパーインフレにつながるおそれ強いわけです。

トランプ大統領が、新型コロナウイルス感染拡大は一息ついたとして経済活動再開を急いだ理由の1つでもあります。もちろん、いち早く経済を再生させ、「再選」を確かなものになりたい、というエゴが先立つのでしょうか。

ただ、大統領の「命や健康」よりも「ビジネス／生業」を優先する姿勢には大きな疑問符がついています²⁵。今回の新型コロナウイルス (COVID-19) は、これまでのSARS、MERS パンデミックに比べると、かなり手ごわいからです。

アメリカのパンデミック対策は、連邦よりも州

²⁴ Office of Governor Gavin Newsom, Governor Newsom Signs Executive Order Ensuring State Funding for Schools Even in Event of Physical Closure (March 12, 2020) . <https://www.gov.ca.gov/2020/03/13/governor-newsom-signs-executive-order-ensuring-state-funding-for-schools-even-in-event-of-physical-closure/>

²⁵ 都市封鎖、緊急事態宣言の解除 (lift) 決定をめぐっては、経済優先の姿勢を鮮明にする連邦 (大統領) と、比較的「命」や「健康」優先の姿勢を示す民主党系の州 (知事) との間で鋭く対立しています。

が大きな役割を演じています。大統領は、全米規模での司令塔の役割を果たします。しかし、パンデミック終息の判断、都市再開などについては、州知事や地方団体の首長に任されています²⁶。目下のコロナ封じ込め戦略でもそうした構図にあります。民主党所属の知事が政権を維持しているニューヨーク州やカリフォルニア州などは、「命や健康」を優先させる政策を維持しています。加えて「企業利益」よりも「人権」ファーストに賛同する市民もたくさんいます。

とはいえ、都市封鎖という劇薬にいつまでも依存するわけにはいかないわけです。経済をだめにしてしまうからです。明確な出口戦略を練り、枯渇寸前の経済を回復させ、働く場を確保しないとイケないわけです。州のトップの心は揺れています。ロジスティックスの思考や出口戦略のないままいつまでも突き進むわけにはいかないわけです。州のトップは、ビジネスが「新常态／新たな日常（ニューノーマル／new normal）」に適応能力を持ち、自力で活力を取り戻す方向に舵を切る動きを強めています²⁷。封鎖解除要件／セーフハーバー（reopen safe harbor）を明確にした都市封鎖解除策（economic reopening policy）で乗り切る決断をくだしています。

例えば、ペンシルバニア州は、②「ビジネス／生業」よりも「命と健康」を優先させようとする民主党所属の知事が政権を維持しています。しかし、ここでも、都市封鎖というが劇薬に長く頼るのは危険だと知っています。そこで、都市封鎖解除策をアナウンスしています。3つのフェーズ（段階）に分け、それぞれのフェーズ（段階）で営業を再開できる業種や護るべき公衆衛生基準を公表しています²⁸。簡潔にまとめてみると、次のとおりです。

【図表 15】ペン州封鎖解除計画の概要（2020年5月8日実施）

①封鎖継続段階（Red Phase）

この段階にあるカウンティ／郡では、封鎖命令（Closure Order）が継続され、生活不可欠業務と生活不可欠業務従事者以外は、営業は引き続き禁止される。

②一部封鎖解除段階（Yellow Phase）

この段階にあると指定されたカウンティ／郡の、不要不急業務の営業禁止は解除されるが、引き続き次のような規制を受ける。（2020年5月8日現在で、24カウンティがこのフェーズに該当）

《就労および集合環境面での制限》

- ・できる限りテレワーク／リモートワーク／在宅就労を継続すること。
- ・対人のビジネスでは、事業・建物安全規則を遵守すること。
- ・児童保育は、従事者・建物安全規則に基づいて運営すること。
- ・集団介護施設や刑務所で一定の間隔を置く制限を遵守すること。
- ・対面で授業をする学校は封鎖を継続すること。

《社会的規制》

- ・厳しい在宅退避（stay-at-home）規制は解除
- ・25人以上の大規模集会は禁止
- ・対面小売営業は可。ただし、露天販売や配達を推奨
- ・室内レクリエーション・保健・健康施設（ジムやスパなど）およびすべての娯楽（カジノや劇場など）は継続して禁止
- ・レストランやバーなどは、持帰りや宅配に限り営業可

ただし、あらゆるビジネスは、最低でも、伝染病拡大防止を目的としたCDC（疾病対策予防センター）やDOH（州保健省）の社会的距離維持政策その他公衆衛生基準を遵守すること。

③安全段階（Green Phase）

この段階にあると指定されたカウンティ／郡では、封鎖命令（closure order）、在宅退避（stay-at-home）などの規制は、解除される。しかし、封鎖解除後も住民やビジネスに対しては、

²⁶ ジョージア州のように、州知事（共和党系）は早期の経済活動再開に賛成、一方、アトランタ市長（民主党系）は早期の経済活動再開に反対、というところもあります。

²⁷ ニューヨーク州では、COVID-19抗体検査を誰でも受けられるようにし、検査結果は、オンライン検索で知ることができる態勢を整えています。また、ロスアンゼルス市長は、2020年3月29日に、同日から、同市住民1,000万人は全員、症状の有無にかかわらず、新型コロナウイルスのPCR検査を、オンラインで予約をすれば無料で受けられる方針をアナウンスしました。`検査と隔離の徹底で都市封鎖解除、を切り札に、「新常态／新たな日常（ニューノーマル／new normal）」への適応力を強化するためです。3月中旬から続く外出禁止令の緩和、出口戦略を打ち出す際に参考とするデータを得る狙いがあります。News, `LA Offers Free Coronavirus Testing For All, (April 30, 2020) . <https://news.yahoo.com/la-offers-free-coronavirus-testing-063258342.html>

²⁸ <https://patch.com/pennsylvania/across-pa/gov-wolf-unveils-3-phased-color-coded-reopening-plan-region>

「3密」回避が求められる。社会生活に一定の制約を求める「新常态／新たな日常（ニューノーマル／new normal）」に適応した形で戻ることになる。つまり、ビジネスについては、各種感染対策を織り込んだうえで営業を再開・継続することになる。

《就労および集合環境面での制限》

- ・あらゆるビジネスは、伝染病拡大防止を目的としたCDC（疾病対策予防センター）やDOH（州保健省）の社会的距離維持政策その他公衆衛生基準を遵守すること。

《社会的規制》

- ・厳しい集会規制は解除
- ・あらゆる個人は、CDC（疾病対策予防センター）やDOH（州保健省）の社会的距離維持政策その他公衆衛生基準を遵守すること。

州当局は、常に公衆衛生指標をチェックし、必要に応じて、規則や規制を調整するものとする。

◆パンデミックで台頭する国家主義

（辻村） コロナウイルス封じに乗じて国民のデータ監視を強めようという動きが世界的に広まっています。この点、アメリカはどうなのでしょう？

（石村） 確かに、パンデミックを機に、国民のデータ監視を強化しようという暗雲が世界を覆っています。個人データや行動履歴を含む人格権を公的に厳しく管理しようという主張が頭を持ち上げてきています。中国や韓国、イスラエルなどで顕著です。わが国の国家主義的な政治家のなかにも、そうした動きがみられます。緊急時には強力な司令塔・責任を果たせるリーダーが必要なことはわかります。しかし、パンデミック対策で人権制限は当り前のトーンは危険です。放置すれば全体主義に弾みがつきます。戦時報道的なマスコミ、翼賛的な評論家や政治家が大手を振って歩くようになります。国民の個人データを餌食に太るIT産業とタッグを組んだ危ないデータ監視総動員国家の誕生につながりかねません。

アメリカは現在、決して賢人にリードされた国とはいえない感じもします。しかし、自由や人権を尊重するアメリカの伝統は完全には消えてはいません。

世界には、中国のように、コロナ危機を、海洋覇権を広げる好機、外国企業の買ったたきチャンス、香港の一国二制度を名ばかりのものにし人権派弾圧の好機ととらえる国があります。しかし、

アメリカのマスメディアは、コロナウイルス対策で世界的に弾みがつく「全体主義」化、「監視社会」化の動きには極めて批判的です。

◆パンデミック対策とロジスティックス思考

（辻村） 今回、石村代表からアメリカの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のお話を聞いていて感じたことがあります。それは、わが国での国や地方のコロナ対策は、いわゆる「都市封鎖」から「出口戦略」まで、アメリカの対策と相当似ているなと思ったことです。

（石村） アメリカにおけるパンデミック対策では、今回のコロナに限らず、終始ロジスティックス（logistics／物流管理）の思考が重視されます。ですから、コロナ対策について、アメリカが先駆的か、日本が先駆的か、といったことではないと思います。「ロジスティックスの思考があれば、コロナパンデミック封じに都市封鎖という劇薬を使う。日常の生活物資などの流通を確保しながら、劇薬の効きをよくするため「接触制限」の戦略をとる。リアルな生活不可欠業務には営業継続を求め、その一方でリアルの不要不急業務は営業禁止とする。しかし劇薬は使い過ぎると、経済や雇用をダメにする。そこで、出口戦略も用意しておく。ある程度収束した段階で、第2波、第3波への再発防止策を講じるとともに、経済正常化のための出口へのステップアップ計画を実施に移す。」どこの国でも、このような流れになると思います。もちろん、理論的にスムーズにはいかないと思いますが、史上最悪の作戦といわれる、インパール作戦では、終始ロジスティックス（兵站）の思考が完全に欠けていました。「大和魂」の精神論だけではどうにもならなかったわけです。結果、数多くの尊い命が失われました。現在のブラジルは、コロナパンデミックに対するロジスティックスの思考を欠いた国の典型ではないでしょうか？ブラジル大統領のキャッチは「ウイルスは人を殺すが、仕事も殺す」で、都市封鎖はしないのがポリシーだそうです。

（辻村） しかし、アメリカも、今回のコロナ感染症での死者数が、ベトナム戦争での犠牲者数を上回るという現実です。どう考えたらよいのでしょうか？

（石村） アメリカの人口の多さ、市民の公衆衛生意識、人種問題、公的医療保険制度や医者にかかれる度合（availability）などのファクターも織

り込んで考える必要があるのではないのでしょうか？科学的な理由は不明です。逆に、イギリスの公共放送BBCは、「日本は、都市封鎖（ロックダウン）を強制的に実施する権限がないのにもかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大を鎮静化できたことについて、多くの感染症の専門家は不思議がっている」と論評しています。わが国は、「東洋の不思議な国、扱いです。残念ながら、公衆衛生学の専門家ではないので、エビデンスを示して明確な答えはできません。ロジスティックスの思考は格段に発達していても、市民の公衆衛生意識、生活様式、医者にかかれる度合などが問題なのかも知れません。

(辻村) 日本ではアメリカのあらゆる動きが話題にのぼらないことはありません。しかし、アメリカのコロナ対策とかは断片的に耳にできても、全体像が見えてきません。例えば、ニューヨーク州の緊急事態令では、生活不可欠業務を詳しく指定し、リスト化して公表している【図表 3】(18頁) 事実や、ペンシルバニア州の出口戦略「ペン州封鎖解除計画の概要」【図表 15】(30頁)などは、今回、はじめてしりました。これまで、わが国の国や地方のコロナ対策は日本独自のアイデアで、他国へ輸出してはどうかなどと、稚拙な考えをめぐらしておりました。

(石村) アメリカは、世界最強の軍隊を持つ国です。パンデミックをはじめとした「緊急時」、「細菌戦」におけるロジスティックスの思考は格段に発達しています。もちろん、中国における短期間における大規模な病院・医療インフラの構築なども、ロジスティックスの思考によるものだと思います。これに対して、わが国は、「備蓄」中心の

考え方です。政治も、緊急時に、公衆衛生の知識不足のまま、パッチワークの試行錯誤を繰り返すだけです。自治体のトップによっては、じっと死んだ振りして時の流れを待つ姿勢も目立ちます。私は、人口当たりの病院数も医師数も全国最低の政令市に住んでいます。ここでは、厚労省からの天下りの保健所長が「病院があふれるのが嫌でPCR検査対象選びを厳しくやっていた」と吐露し、その発言を厳しく問われました。ところが、若い市長は火消しに躍起で、目に見えるようなまともな対応をしないわけです。スーパーシティ構想とか、花火の打ち上げ、イベントには熱心なのですが・・・市民は、市長に、市職員や病院関係者などをリードして、接触感染する危険なコロナへのきめ細かな対応を取るように期待しているわけです。

(辻村) 私たち市民は、「自分や家族の命と暮らしを守る」ためにも、自治体トップ選びの投票行動をもっと慎重にしないとイケません。同時に、不合理、納得できないことには、緊急時であっても、集団で司法に救済を求めることも躊躇しない姿勢も大事だと思います。たとえ裁判で勝てなくとも、一定のアナウンス効果は期待できますから。

(石村) 正確な記録を残さないで乗り切ろうとする政治の流れが問われています。こうした流れにストップをかけ、アナウンス効果を狙うには、集団での司法の活用も一案です。

(辻村) 石村代表、今回は、日米対比も含め、時機を得た有益なお話をありがとうございました。まだまだお話を伺いたいのですが、この辺にしたいと思います。お忙しい折、ありがとうございました。

年末年始カンパへのお礼

PIJは、無党派の非営利組織として、市民の目線でプライバシーを守るための政策提言を中心とした活動を続けてきております。2019年～2020年の年末年始カンパのお願いに対しましては、会員の皆さまはもちろんのこと、会員外の皆さまからも多大なご支援・ご協力をいただきました。ご支援・ご協力をいただいた方々のお名前を掲げるのは、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますが、本当にありがとうございました。CNNニュースの紙面を借りて、心からお礼申し上げます。

運営資金事情の厳しい折、皆さま方から寄せられた浄財は、PIJの政策提言活動に有効に活用させていただきます。

前(CNNニュース101)号で掲載できず、お礼が遅くなりまして申し訳ありませんでした。

2020年3月31日 PIJ代表 石村耕治 / PIJ事務局長 我妻憲利

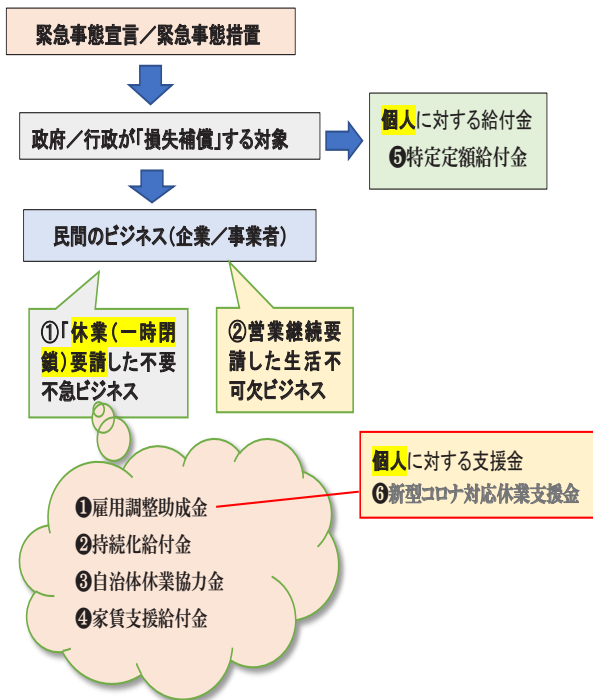
パンデミック対策と市場原理

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

◎コロナ対応緊急支援策

コロナ対策で、不要不急業務 (non-essential businesses) として休業要請や施設の使用制限要請に応じた企業 (事業者) や個人に対しては、申請に基づき、雇用調整助成金、持続化給付金、自治体休業協力金などの支援金が支給される。

●コロナ支援金支給対象とは



1 わが国での損失補償の現状

わが国の場合、自治体は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (「特措法」) 24条9項に基づく「休業要請」ないし、45条に基づく「休業要請」さらには「指示」(正式には「感染を予防するための協力要請等」)の法的性格が今一つはっきりしない。「要請」は、法的拘束力が伴わない行政指導 (administrative guidance) とみることができる。また、「指示」は、指示を受けた者が受忍義務を負う行政行為とみることができる。不要不急業務で休業指示の受忍義務違反者には、名称

の公表をする制裁が用意されている。このことから事業者には「指示」をする場合には、指示する側の「損失補償」義務が問われる。「休業要請」をする場合であっても、「休業補償」ないし「損失補償」があつて当たり前という声も強いことからすれば、なおさらである。

政府の緊急事態宣言の発令に伴い、自治体は接触感染拡大につながりやすい施設や企業に休業要請をする。その際の「休業補償」ないし「損失補償」については、どの自治体も歯切れが悪い。新型コロナウイルス感染拡散がいつ一段落するかは、神のみぞ知る、ともいえるからかも知れない。言いかえると、政府/行政が営業自粛 (休業/一時閉鎖) または営業継続を求める業務に対する損失補償が、数次にわたり際限がなく広がることをおそれているからであろう。

2 「補償」を避ける「ことば選び」

首都東京近隣の自治体を例に、「補償」の実情を探ってみよう。地方交付税 (普通交付税) の不交付団体である東京都は、財政が豊かである。一方、千葉や神奈川、埼玉など近隣の自治体は財政が東京都ほど豊かではない。首都圏を見ただけでも、自治体間の財政格差は歴然としている。東京都は、休業要請に応じた対象企業に対して「感染拡大防止協力金」(いわゆる「休業協力金」)を支払う旨、いち早くアナウンスした。ただ、東京都も、この種の支払に際限がなくなるのを危惧し、ことばを選んだ。そして、「補償」を避けて「協力金」ということばを使った。仮に損失補償を出すとするあるいは損失を補てんするとする。この場合、いずれの自治体も、政府が緊急経済対策に盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を使うことができる。ただ、この交付金は「補償」には使えない。しかし、中小企業の支援には使える。つまり、「協力金」の名目で休業要請の対象となった施設ないし中小企業に対して実質的な「補償」をすることができる。

市区町村を含め各自治体が独自に用意した協力は多様である。しかし、これら自治体がアナウンスした「協力金」についても批判が絶えず、迷走している。「金額が少ない」、「業種間で不公平ではないか」など、さまざまな声が出ている。国は、経産省／中小企業庁主導の支援策として「持続化給付金」を設けた。ただ、この支援策でも、「補償」は禁句である。

パンデミック封じの緊急事態宣言に伴い、政府／行政が、市場原理のもとにある不要不急業務（ノンエッセンシャルビジネス）に対し営業の自粛要請または指示（命令）をするとする。こうした要請や指示（命令）に備えて、政府／行政は、その名称はともかく、さまざまな財政上の支援措置や税制上の措置を用意する。それでも、行政の要請や指示に応じて、「損失補償」の対象とならない、

◎パンデミック対策と市場原理

パンデミック封じの都市封鎖（lock-down closure）の劇薬は、大きな流行抑止効果をもたらす。しかし、それが行き過ぎると、市場経済（market economy）に致命的な打撃を与えかねない。政府や産業界は、パンデミック対策と市場機能維持のはざまに揺れている。

パンデミック対策では、経済の壊滅的な崩壊を避けるためにさまざまな政策が実施される。その1つに、営業禁止（休業／一時閉鎖）または営業継続の命令（要請）するビジネスへの補償／支援策がある。ただ、営業禁止（休業／一時閉鎖）または営業継続の命令（要請）と補償／支援策をセットとする処方せんで、補償／支援金額のみならず、対象業種の線引き・指定でも迷走する。「必要でない職業や業種はない」とする考えに立てば、性風俗産業まで含めて休業補償／支援金をばら撒くのも正論と化す。

迷走を避けるためには、営業禁止（休業／一時閉鎖）または営業継続の命令（要請）と補償／支援策をセットにする

のを「原則ストップ」する選択肢もありうる。つまり、政府／行政は、企業／ビジネス／生業に対し手を差し伸べるのを止めるのである。そして「市場に任せる」、

「レッセフェール（仏：laissez-faire）／自由放任主義」に徹するのである。この選択では、「ディスラプション（disruption）／破壊的創造／破壊的イノベーション」は避けられない。しかし、ビジネス（企業／生業）はパンデミックに強いビジネスモデルを自らの力で構築することにもつながる。パンデミックに脆弱な企業（企業／生業）は、市場から退場し、転業や廃業を促されることになる。

ただ、その結果、「働ける人は働いて生きる糧を得る」という伝統的な価値観を大きく損ねるおそれもある。「市場機能に委ね、営業禁止（休業／一時閉鎖）または営業継続の命令（要請）と補償／支援策をセットとすべきではない」とするリバタリアン（自由至上主義）的な考え方が広く受け入れられない理由である。言いかえると、パンデミックによる取り返しのつかない経済破綻回避のためには、営業禁止（休業／一時閉鎖）または営業継続の命令（要請）に応じた企業／ビジネス／生業に対する適正な補償／支援策は必要である。あるいは、政府／行政は「命と健康」と「ビジネス（企業／生業）」とが共生できる方向でパンデミック対策を練るべきである、とする意見が支配的である。

社会には「たこつぼ化」したさまざまな考えが行きかっている。例えば、①パンデミック対策の専門家には、「パンデミック終息ファースト」、一辺倒で、専門家としての独自の考えがある。②財政当局には、財政赤字がうなぎ上り、ハイパーインフレになることを危惧し、対策費支出の経済的な「費用対効果」を優先したい考えがある。③「パンデミック終息ファースト」で、次の世代にパンデミックを先送りしない。そのためには、費用対効果を後回しにしてでも、「戦いに勝つ」ための対策に、あらゆる政策を総動員し、惜しみなく資金をつぎ込むべきである。巨額の財政赤字が生じたとしても、それは命と健康を確立できた次の世代が担えばよい。」とする考えもある。

政治は、あえて、こうした「たこつぼ化」したさまざまな意見の垣根を乗り越えて、火中の栗を拾おうとしない。出口戦略を急ぎ、市場経済を死守しつつ、「人の命は尊く、お金には変えられない」という誰にも受け入れやすいスローガンで事を取めようとする。これでは、新型コロナウイルス感染症パンデミックは、第2波、第3波もありうる。収束する兆しをみせないのではないか。



PIJ 定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 事務局

PIJ 定時総会 2020 は、2020年5月23日(土)、東京、池袋の東京芸術劇場会議室で開催の予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の日本国内での拡散に伴う緊急事態宣言、外出自粛要請で、残念ながら、開催は中止にいたしました。審議予定の案件は、以下のとおりです。2021年定時総会で追認いただく予定です。

| | | |
|---|--|--|
| <p>第25回定時総会(案) 2020年5月23日(土) 於 東京芸術劇場会議室</p> <p>第1部 定時総会</p> <p>1. 開会宣言 司会者 1. 代表あいさつ 1. 議長選任 1. 議事</p> <p>第1号議案 2019年度活動報告承認の件 第2号議案 2019年度収支報告書並びに財産目録承認の件 第3号議案 2020年度活動計画承認の件</p> | <p>第4号議案 2020年度収支予算案承認の件</p> <p>第2部 報告</p> <p>【役員に関する報告】 2020年5月23日評議委員会で選任された役員は次のとおり。任期は、2事業年間</p> <p>《代表》 石村耕治(白鷗大学名誉教授)</p> <p>《副代表》 辻村祥造(税理士)</p> <p>《常任運営委員》 我妻憲利(事務局長/税理士)</p> | <p>勝又和彦(税理士) 菊池 純(税理士) 白石 孝(市民団体役員) 高橋正美(税理士) 平野信吾(税理士) 益子良一(税理士) 中村克己(編集局長/税理士)</p> <p>《相談役》 河村たかし(名古屋市長/元衆議院議員)</p> <p>第3部 講演</p> <p>オンライン顔認証+マイナ ICカードの保険資格確認システムを問う</p> <p>講師 石村耕治(PIJ代表・白鷗大学名誉教授)</p> |
|---|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>【2020年度活動計画】</p> <p>次に掲げる諸活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通番号/マイナンバーの利用制限・廃止に向けての取組み 2. 個人番号ICカードの国民登録証(ID)化への反対 3. 監視カメラ規制対策法制の検討 4. 行政のデジタル化をめぐる市民のプライバシー保護活動 5. 電子政府構想と番号法制・個人識別符号の規制 6. 個人識別符号を含む電子通信プライバシー(eプライバシー)の保護 7. 医療情報その他要配慮個人情報の保護問題への対応 8. 個人情報保護委員会を含む個人情報保護法制の市民目線での改革 9. デジタル経済市場におけるプラットフォーム企業による個人データ、ビッグデータ(匿名加工情報)の商業利用の法的規制のあり方の検討 10. スマートシティ構想への反対 11. 新型コロナウイルス感染症対策におけるプライバシーウオッチ強化 | <p>【会報発行に関する報告】</p> <p>会報「CNNニュース」(季刊)を次のとおり4回発行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第97号 2019年4月11日発行 ・第98号 2019年7月20日発行 ・第99号 2019年10月10日発行 ・第100号 2020年1月10日発行 |
|---|---|

PIJ 活動報告書(2019年4月~2020年3月)

PIJ 事務局作成

| 年月日 | 活動内容 | 場所 | 担当者 |
|----------|----------------------------|-------------|--------|
| 19.04.03 | 東海税務法務研レク「社会保険診療サービスと消費税」 | 岐阜・グランヴェール | 石村代表 |
| 19.04.04 | PIJ 運営委員会の開催 | PIJ 事務局 | PIJ 役員 |
| 19.04.12 | 番号拡大3法案反対院内集会〔共通番号要らないネット〕 | 東京・衆院第2議員会館 | 石村代表 |
| 19.05.26 | PIJ 定時総会 | 東京芸術劇場会議室 | PIJ 役員 |
| 19.06.04 | 宗教法学会発表「宗教法人と質問応答記録書制度」 | 東京・国土館大学 | 石村代表 |
| 19.06.12 | TCフォーラムでの講演「デジタル時代納税者権利憲章」 | 東京・参院議員会館 | PIJ 役員 |
| 19.07.02 | TCフォーラム運営委員会参加 | 東京・全建総連会館 | 石村代表 |

PIJ活動報告書(2019年4月～2020年3月) 続き

| 年月日 | 活動内容 | 場所 | 担当者 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------|
| 19.07.05 | PIJ運営委員会の開催 | PIJ事務局 | PIJ役員 |
| 19.07.20 | 専税協議会講演「デジタル時代の税務専門職の展望」 | 東京 アルカディア市ヶ谷 | 石村代表 |
| 19.07.29 | 東海税務法務研究会「米の現金払い受付義務化法制」 | 岐阜・グランヴェール | 石村代表 |
| 19.08.02 | 名古屋税理士会研究発表会臨席 | 名古屋税理士会 | 石村代表 |
| 19.08.23 | 税理士による河村たかし後援会レク「デジタル時代の税務専門職の展望」 | 名古屋ガーデンパレス | 石村代表 |
| 19.09.04 | TCフォーラム運営会議参加 | 東京第一経理 | 石村代表他 |
| 19.09.13 | 税経新人会2019年全国総会臨席/挨拶 | 浦和ロイヤルパインズ | 石村代表 |
| 19.09.19 | 名古屋税研レク「国税庁の税務行政の将来像を読む」 | 岐阜・グランヴェール | 石村代表 |
| 19.09.26 | PIJ運営委員会の開催 | PIJ事務局 | PIJ役員 |
| 19.10.25 | 日本財政法学会2019年研究大会参加 | 名古屋・名城大学 | 石村代表 |
| 19.11.08 | TCフォーラム運営委員会参加 | 東京・全建総連会館 | 石村代表 |
| 19.11.26 | 東海税務法務研レク「宗教法人固定資産課税と社会通念」 | 岐阜・グランヴェール | 石村代表 |
| 19.11.29 | 東京都宗教連盟レク「宗教法人固定資産課税と社会通念」 | 東京・神社本庁 | 石村代表 |
| 19.12. ⁰⁷ / ₀₈ | 日本租税理論学会2019年研究大会参加 | 名古屋・愛知大学 | 石村代表他 |
| 19.12.21 | 現代税法研究会レク「米のシェアリングエコノミー課税論議」 | 東京・日本大学 | 石村代表 |
| 19.12.23 | 記事「カードに保険証機能、大丈夫？」東京新聞朝刊 | - | 石村代表 |
| 19.12.27 | PIJ運営委員会の開催 | PIJ事務局 | PIJ役員 |
| 20.01.07 | TCフォーラム運営委員会参加 | 東京・全建総連会館 | 石村代表他 |
| 20.01.10 | 東京新聞取材「マイナンバーの拡大利用」 | - | 石村代表 |
| 20.01.27 | 記事「視点：ますます危なくなるマイナンバー」商工新聞 | - | 石村代表 |
| 20.01.30 | 名古屋税研レク「マイナンバー制度の現状を解説する」 | 名古屋アパホテル | 石村代表 |
| 20.02.15 | 共通番号要らないネット集会発言「診察に顔認証を問う」 | 東京・文京区民センター | 石村代表 |
| | 【以降、コロナ蔓延/外出自粛でリアル集会はすべて中止】 | | |

| | |
|---|--|
| 編 集 及 び 発 行 人 | プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) |
| | 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 |
| | Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net |
| | 編集・発行人 中村克己 |
| | Published by |
| | Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 |
| http://www.pij-web.net 2020.7.27 発行 CNN ニュース No.102 | |

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
00140-4-169829
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・リアル封鎖時のドサクサに紛れた政府や国の役人による悪巧みが目立つ。政官の「新常态では国民のプライバシー侵害は仕方ない」は、コロナ禍に悪乗りした主張だ。市民団体は、ネットをもっと賢く活用して、反論しよう。(N)